

障害者計画に係る計画事業の進捗状況

障害者施策の目標と取組の体系

施策目標	取組
I 地域における自立生活を支える仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域生活を支えるサービス基盤の整備(1~14) 2 相談支援体制等の整備(15~37) 3 地域生活への移行促進と地域での居住の安定の確保(38~49) 4 保健・医療サービスの充実(50~81) 5 地域生活の安心・安全の確保(82~99)
II 社会で生きる力を高める支援	<ul style="list-style-type: none"> 1 自立と社会参加を支える施策の充実(100~123) 2 スポーツ・文化芸術・学習・交流活動の推進(124~130)
III 当たり前に関わる社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> 1 働く意欲や力量を高める支援の充実・強化(131~139) 2 一般就労の機会を拡大する仕組みづくり(140~150) 3 安心して働き続けるための支援体制の整備(151~153) 4 福祉施設における就労支援の取組の強化(154~156)
IV バリアフリー社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> 1 福祉のまちづくりの推進(157~178) 2 情報面のバリアフリー(179~187) 3 制度面のバリアフリー(188~190) 4 心のバリアフリー(191~198)
V サービスを担う人材の養成・確保	人材の養成・確保(199~209)
多様な取組への活用が可能な事業	(210~211)

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>1 訪問系サービス（ホームヘルプサービス等）の充実</p> <p>①居宅介護（ホームヘルプ） 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。</p> <p>②重度訪問介護 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。</p> <p>③同行援護 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う。</p> <p>④行動援護 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。</p> <p>⑤重度障害者等包括支援 介護の必要性がとてもし高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>（平成25年3月利用分、区市町村報告による）</p> <p>818,672時間 18,232人</p>	<p>各区市町村において必要と見込んだサービス量（※）を確保し、日常生活に必要なサービスを提供することにより障害者（児）の自立と社会参加を促進する。</p> <p>※平成26年度における月間のサービス量及び利用者数の見込み 990,580時間 22,021人</p>	福 社 保 健 局
<p>2 短期入所事業（ショートステイ）の充実（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む）</p> <p>介護者の事情による場合など必要なときに、障害者（児）が短期間、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、短期入所事業（ショートステイ）の充実を図る。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p> <p>「3か年プラン」の特別助成 ・施設整備費：設置者（社会福祉法人等）負担の1/2を特別助成する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>定員815人</p> <p>うち重症心身障害児（者） 定員104人</p> <p>「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」の推進</p> <p>平成24年度～26年度 74人</p>	<p>「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」の推進</p> <p>平成24年度～26年度 210人</p>	福 社 保 健 局
<p>3 日中活動の場（通所施設等）の整備・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む）</p> <p>特別支援学校の卒業生等の利用希望に 대응するため、多様な日中活動の場（通所施設等）を確保し、必要な支援を提供する。</p> <p>①生活介護 ②自立訓練（機能訓練・生活訓練） ③就労移行支援 ④就労継続支援（A型・B型）</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p> <p>「3か年プラン」の特別助成 ・施設整備費：設置者（社会福祉法人等）負担の1/2を特別助成する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>定員38,487人 （生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の合計） ※障害者支援施設における日中活動系サービスを含む。 ※児童福祉施設における生活介護等を除く。</p> <p>「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」の推進</p> <p>平成24年度～26年度 2,701人 （児童発達支援事業15人を含む。）</p>	<p>「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」の推進</p> <p>平成24年度～26年度 3,000人 （重症心身障害児（者）通所分110人を含む。）</p>	福 社 保 健 局

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>4 グループホーム・ケアホームの整備・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む） 障害者の地域社会における自立を支援するため、生活の場を提供し、食事の提供等その他必要な援助を行う。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p> <p>「3か年プラン」の特別助成 ・施設整備費：設置者（社会福祉法人等）負担の1/2を特別助成する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p> <p>◇障害者グループホーム・ケアホーム事業を行う社会福祉法人等に、既設の都営住宅を提供する。</p>	<p>1,112か所 定員5,979人</p> <p>「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」の推進</p> <p>平成24年度～26年度 570人</p> <p>◇都営住宅におけるグループホーム・ケアホーム 10団地 25戸</p>	<p>「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」の推進</p> <p>平成24年度～26年度 1,600人</p> <p>◇事業を行う社会福祉法人等からの要望を受け、順次、実施する。</p>	<p>福 祉 保健局</p> <p>都 市 整備局</p>
<p>5 重度身体障害者グループホームの運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む） 重度の身体障害者に対し、低額な料金で日常生活に適する居室その他の設備を利用させるとともに、介助員を配置するほか地域資源（ヘルパー等）を活用して地域生活を実現する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>15か所 定員91人</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 祉 保健局</p>
<p>6 定期借地権の一時金に対する補助 施設用地確保のために、定期借地権を設定した場合の一時金の一部を助成することにより、日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>0か所</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>福 祉 保健局</p>
<p>7 都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業 都有地の減額貸付けを行い、障害福祉サービス基盤の整備促進を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>4か所</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>福 祉 保健局</p>
<p>8 聴覚障害者への情報支援のための人材養成（東京都地域生活支援事業） 聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話及び要約筆記の指導を行うことにより手話通訳者及び要約筆記者を養成し、もって聴覚障害者の福祉の増進を図る。 ○手話通訳者養成事業 ○中途失聴者コミュニケーション事業</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>(修了者数) 手話通訳者 190名 要約筆記者 21名</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 祉 保健局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>9 盲ろう者通訳・介助者の派遣及び養成 (東京都地域生活支援事業) 盲ろう者のコミュニケーション手段及び移動の自由を確保し、その社会参加を促進するため、都内在住の盲ろう者に対して通訳・介助者の派遣を行うとともに、通訳・介助者の養成研修を行う講習会等に対し補助を行う。</p> <p>※盲ろう者とは、視覚障害と聴覚障害とが重複してある重度の障害者(児)</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>・通訳・介助者派遣事業 派遣件数 8,885件 派遣時間 36,400時間</p> <p>・通訳・介助者養成研修事業 受講者数 46人 修了者数 46人</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>10 盲ろう者支援センター事業(東京都地域生活支援事業) 盲ろう者からの相談に応じるとともに、コミュニケーション訓練などを実施し、地域生活支援の充実と社会参加の促進を図る「盲ろう者支援センター」を運営する事業に対し、補助を行う。</p> <p>(センターにおける事業内容)</p> <p>①訓練事業 ②専門人材養成事業 ③総合相談支援事業 ④盲ろう者社会参加促進事業</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①訓練事業 実施回数 205回 対象者数 37人</p> <p>②専門人材養成事業 養成講習会 4科目 12回 修了者 計80人</p> <p>③総合相談支援事業 相談件数 568件</p> <p>④社会参加促進事業 交流会 計33回 参加者 計1,219人</p> <p>学習会 計73回 参加者 計1,265人</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>11 視覚障害者ガイドセンターの運営(東京都地域生活支援事業) 重度の視覚障害者が、道府県及び政令指定都市間にまたがって必要不可欠な外出をする場合に、目的地において必要なガイドヘルパーを確保できるよう連絡調整するためのガイドセンターを設置し、視覚障害者の福祉の増進を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>都外から 139回 都外へ 1回</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>12 点訳・朗読奉仕員指導者等養成事業(東京都地域生活支援事業) 点訳・朗読に関する知識と経験を有する者に対し、指導方法、専門点訳技術等を指導することにより、指導者養成及び専門点訳奉仕員等を育成し、視覚障害者福祉の増進を図る。</p> <p>(内容) 点訳奉仕員指導者養成 朗読奉仕員指導者養成 専門点訳奉仕員養成(英語、理数、楽譜、触図、コンピュータ) 修了者研修会</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>修了者 38名</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>13 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業 (東京都地域生活支援事業) 音声機能障害者に対する発声訓練の指導者を養成し、音声機能障害者のコミュニケーション手段の確保を図るとともに、社会復帰を促進する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	12名	継続して実施する。	福 社 保 健 局
<p>14 身体障害者補助犬給付事業(東京都地域生活支援事業) 身体障害者に対して身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を給付し、その行動範囲を拡大することにより、身体障害者の社会参加と自立の促進を図る。</p> <p>(対象者) ①都内に居住する(おおむね1年以上)満18歳以上の在宅の身体障害者 盲導犬…視覚障害1級 介助犬…肢体不自由1・2級 聴導犬…聴覚障害2級 ②所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理できること ③社会活動への参加に効果があると認められること ほか</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	盲導犬：5頭 介助犬：0頭 聴導犬：2頭	継続して実施する。	福 社 保 健 局
<p>15 東京都心身障害者福祉センターの機能の充実 身体障害者・知的障害者の生活の質の向上と自立を促進するため、区市町村、サービス事業者、地域の支援機関等に対する専門的・技術的支援、障害福祉に従事する人材の養成、都民に対する広報、普及・啓発など、地域支援機能及び専門的・広域的機能の充実を図る。 また、高次脳機能障害など、広域的・専門的な対応が必要な障害に関する支援を行っていく。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村・関係機関等向け支援 53件 ・障害者自立支援法関連研修 8回開催 ・自立支援協議会セミナー(障害者福祉交流セミナー)の開催 442名参加 ・高次脳機能障害者電話相談 731件 	地域支援機能及び専門的・広域的支援機能の一層の充実を図る。	福 社 保 健 局

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>16 都立（総合）精神保健福祉センターの機能の充実 都における精神保健福祉の技術的中核機関として、区市町村や保健所等関係諸機関に対する技術指導・援助、教育研修、普及啓発、調査研究、精神保健福祉相談及び組織育成など、地域支援機能及び専門的・広域的支援機能の充実を図る。 また、精神科病院に入院している精神障害者の地域移行に必要な体制整備を行うコーディネーターを各センターに配置する。</p> <p>精神保健福祉センター （昭和41年度開設） 中部総合精神保健福祉センター （昭和60年度開設） 多摩総合精神保健福祉センター （平成4年度開設）</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談及び訪問指導件数 34,823件 ・技術指導・援助及び協力組織の育成 13,207件 ・教育・研修 59回 6,061人 ・普及活動 14,327件 	<p>地域支援機能及び専門的・広域的支援機能の一層の充実を図る。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>
<p>17 東京都自立支援協議会（東京都地域生活支援事業） 障害者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、相談支援体制を始めとする障害保健福祉に関する方策を協議する場として設置する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>2回開催（協議会形式1回、セミナー形式1回）</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>
<p>18 東京都発達障害者支援センターの運営（東京都地域生活支援事業） 発達障害児（者）及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進する。</p> <p>（対象） 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢で発現する者のうち、言語の障害、協調運動の障害その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害を有する障害児（者）及びその家族</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①相談支援件数 3,671件 ②発達支援件数 30件 ③就労支援件数 610件 ④普及啓発講演会等 4回開催 ⑤連絡協議会 開催実績なし 	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>19 高次脳機能障害支援普及事業（東京都地域生活支援事業） 高次脳機能障害者及びその家族に対する専門的な相談支援を行うとともに、区市町村や関係機関との地域支援ネットワークの充実を図り、高次脳機能障害者に対する適切な支援が提供される体制を整備する。 区市町村や関係機関の職員等への研修を実施し、地域における適切な支援の普及・啓発を図り、高次脳機能障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。</p> <p>（支援拠点） 東京都心身障害者福祉センター</p> <p>（事業内容） ①専門的相談支援 ②相談支援体制連携調整委員会の開催 ③普及啓発 ④専門的リハビリテーションの充実</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>○新規相談件数 463件</p> <p>○相談支援体制連携調整委員会 2回開催</p> <p>○支援従事者向け研修会及び連絡会の開催</p> <p>○就労準備支援プログラムの実施</p> <p>○社会生活評価プログラムの実施</p> <p>○専門的リハビリテーションの充実事業を4圏域（区西南部、区東部、西多摩、北多摩南部）で実施</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>20 障害児等療育支援事業（東京都地域生活支援事業） 在宅心身障害児（者）の地域生活を支援するため、以下の事業を行う。</p> <p>①在宅支援訪問療育等指導事業 相談・指導班を編成して、必要とする地域又は希望する家庭を定期的若しくは随時訪問して、在宅心身障害児（者）に対する各種相談・指導を行う。</p> <p>②在宅支援外来療育等指導事業 外来の方法により、地域の心身障害児（者）に対し、各種相談・指導を行う。</p> <p>③施設支援一般指導事業 心身障害児通園事業及び障害児保育を行う保育所等の職員に、療育技術の指導を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>8施設 都立 3施設 民間 5施設</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>21 児童相談所の機能の充実 福祉保健・教育・警察の各相談機関が連携し、困難事例、専門的援助が必要な事例への対応を含めた、子供と家庭を総合的に支援する拠点として、「子供家庭総合センター」を整備する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>平成25年2月開設</p>	<p>平成24年度開設予定</p>	<p>福 社 保 健 局 教育庁 警視庁</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>22 保健所の機能の充実 身近なサービスを提供する市町村への支援や障害者や関係機関に対する相談支援の充実など、広域的・専門的・技術的拠点としての機能を充実する。</p> <p>(主な事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者施設等の入所者等に対する受託健診 ・障害者等歯科保健推進対策事業 ・精神保健福祉相談・訪問指導の実施 ・精神障害者社会復帰促進事業(専門グループワーク) ・重症心身障害児(者)訪問事業の実施 ・在宅療養支援地域ケアネットワーク事業 ・地域の関係機関、障害者施設職員等を対象とした人材育成や普及啓発(研修・講演会等) <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>都保健所 6所 (平成25年4月1日現在)</p>	<p>各種事業、保健活動を通じて保健所の機能を充実を図る。</p>	<p>福 社 保健局</p>
<p>23 夜間こころの電話相談事業 夜間に起こるこころ(精神)の状態悪化(孤独感、不安感、憂うつ、抑うつ等)に関する電話相談に対応できる体制(都内全域)を確保し、相談者のストレス(不安感等の症状)の解消や医療への受診を働きかけることによって、病状悪化や自殺の予防を図る。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>相談電話件数 15,122件</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 社 保健局</p>
<p>24 障害者社会参加推進センター事業(東京都地域生活支援事業) 障害の有無にかかわらず、誰でもが家庭や地域で明るく暮らすことができる社会づくりに向けて、障害者自らによる諸種の社会参加促進施策の体系的、効果的、効率的な推進を図り、障害者の地域における自立生活と社会参加を促進するための障害者社会参加推進センターを設置する団体に対して補助を行う。</p> <p>(センターの主な事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会参加推進協議会の設置 ・専門相談(法律相談、雇用相談) ・普及啓発 <p>[実施主体：東京都]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会参加推進協議会：2回 ・普及啓発：障害者週間イベントなど ・相談：58件 	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 社 保健局</p>
<p>25 障害者IT支援総合基盤整備事業(東京都地域生活支援事業) 障害者に対するIT相談支援を実施するとともに、区市町村の障害者IT支援体制を整備するために、区市町村職員等を対象とした研修を実施し、もって障害者の自立と社会参加促進に資する。</p> <p>① ITに関する利用相談・情報提供 ② 障害者IT支援者養成研修の実施</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>① IT利用相談支援事業 相談件数 2,204件 HPアクセス数 21,371件</p> <p>② 障害者IT支援者養成研修事業 <集合型> 基礎コース19人 応用コース14人 <出張型>45人</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>福 社 保健局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>26 相談支援従事者研修（東京都地域生活支援事業） 地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービスの総合的かつ適切な利用支援等援助技術の習得及び相談支援従事者の資質の向上を図る。 また、指定した研修事業者と連携し、都の実施する研修と併せて、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の育成を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修 2回 ・現任研修 1回 ・その他対象者も含めた研修 2回 	<p>今後の需要に的確に対応できるよう、着実に養成を図る。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>27 発達障害者支援体制整備推進事業 これまでの区市町村におけるモデル事業の成果の普及を図るとともに、支援機関に従事する専門の人材の育成等を行うことにより、発達障害者支援体制の整備を推進し、もって発達障害者（児）の福祉の増進を図る。</p> <p>（事業内容） ①発達障害者支援体制整備推進委員会の設置 ②専門の人材育成</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①発達障害者支援体制整備推進委員会の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・委員会 2回開催 ・シンポジウム 1回開催 ②専門的人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援研修 11回開催 ・医療従事者向け講習会 8回開催 	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>28 区市町村発達障害者支援体制整備推進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） これまでの区市町村におけるモデル事業の成果を踏まえ、区市町村の発達障害者（児）に対する取組を支援することにより、発達障害者支援体制の整備を推進する。</p> <p>（事業内容） ①早期発見・早期支援のための支援システムの構築 ②成人への支援の先駆的取組</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①33区市で実施 ②4区市で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ①49区市町村での事業実施を図る。 ②25区市町村での事業実施を図る。 	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>29 区市町村高次脳機能障害者支援促進事業（東京都地域生活支援事業） 区市町村に高次脳機能障害者支援員を配置し、高次脳機能障害者及びその家族に対する相談支援を実施するとともに、関係機関等との連携を図り、区市町村における高次脳機能障害者への支援の充実を図る。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>27区市町で実施</p>	<p>33区市町村での事業実施を図る。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>30 高次脳機能障害者緊急相談支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 心身障害者福祉センターのノウハウを活用し、区市町村の相談支援事業の充実につなげるため、相談・研修経費等の支援を行う。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>5区市で実施</p>	<p>地域における相談支援事業の充実を図る。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>31 精神障害者社会復帰支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 地域活動支援センターの機能に加えて、専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する施設の運営を支援する。</p> <p>（運営支援の対象） 旧「精神障害者地域生活支援センター」から地域活動支援センターⅠ型に移行した施設相談支援事業を併せて実施しているか又は区市町村から相談支援事業の委託を受けていることを要件とする。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>37区市で実施 ※Ⅰ型は47区市で設置</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>32 障害者虐待防止対策支援事業 障害者に対する虐待の防止や虐待を受けた者に対する支援等のため地域における連携体制の整備や支援体制の強化を行う。</p> <p>①連携協力体制整備事業 ②障害者虐待防止・権利擁護研修事業</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①東京都自立支援協議会において、協議を行った。 ②研修事業 【23年度分】※基本講義は23年度末実施済 ○演習講義 相談窓口職員コース 1回 施設管理者コース 1回 施設従事者コース 1回 【24年度分】 ○基本講義 1回 ○演習講義 相談窓口職員コース 1回 施設管理者コース 1回 施設従事者コース 1回</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>33 福祉サービス総合支援事業 福祉サービスの利用援助、成年後見制度の活用、苦情対応、権利擁護などの福祉サービスの利用者等に対する支援を、住民に身近な区市町村が総合的、一体的に実施するための支援を行う。</p> <p>①利用者サポート【必須事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情対応 ・権利擁護相談 ・成年後見制度利用相談 ・その他福祉サービス利用に関する専門的な相談 <p>②福祉サービス利用援助（日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）として実施） 【必須事業】認知症高齢者、知的障害者、精神障害者を対象 【選択事業】要支援・要介護高齢者、身体障害者への対象拡大</p> <p>③苦情対応機関等の設置【必須事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> いづれか一方又は両方を選択 ・第三者性を有する機関の設置 ・弁護士等による専門相談の実施 <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>49区市において実施済み</p>	<p>全49区市及び4町村において、実施できるよう、未実施市町村へ取組を促す。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>34 成年後見活用あんしん生活創造事業 認知症高齢者や知的障害者等が安心して生活することができるよう、区市町村に成年後見制度推進機関を設置し、その取組を支援する等により、成年後見制度の積極的な活用を促進する。</p> <p>（区市町村の取組）</p> <p>①成年後見制度推進機関の設置・運営 （後見人等のサポート、地域ネットワークの活用、運営委員会等の設置）</p> <p>②区市町村の独自取組 （法人後見の実施、申立経費や後見報酬の助成等）</p> <p>（東京都の取組）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①成年後見制度の普及・啓発 ②区市町村や推進機関からの相談への対応 ③区市町村や推進機関の職員を対象とした研修の実施 ④後見人等候補者の養成 ⑤関係機関や推進機関の連絡会等の開催 <p>〔実施主体：東京都、区市町村〕</p>	<p>47区市において、成年後見制度推進機関を設置し、1市1町において設置に向けた準備に着手済み。</p>	<p>全49区市及び4町村において、成年後見制度推進機関を設置できるよう、未実施市町村へ取組を促す。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>35 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の実施 認知症高齢者や知的障害者・精神障害者等、判断能力が不十分な者が地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①福祉サービスの利用援助 ②日常的金銭管理サービス ③書類等の預かりサービス <p>〔実施主体：（社会福祉法人）東京都社会福祉協議会〕</p>	<p>東京都社会福祉協議会から区市町村社会福祉協議会等に委託して実施 （委託先：58団体）</p>	<p>未実施の市町村社会福祉協議会における取組を推進する。</p>	<p>福祉保健局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>36 福祉サービス第三者評価の普及 中立的な第三者である評価機関が福祉サービス事業者のサービスや経営を評価し、結果を公表することで、事業者のサービスの質の向上と利用者のサービス選択を支援することを目的として、平成15年度より実施している。</p> <p>都の福祉サービス第三者評価は、「利用者調査」と「事業評価」をあわせて実施し、評価結果は「とうきょう福祉ナビゲーション」でインターネットを通じて広く公表している。</p> <p>東京都福祉サービス評価推進機構を設置し、評価機関の認証、評価者養成、共通評価項目の策定・改定、評価結果の公表、苦情対応、評価制度の普及啓発を行っている。</p> <p>〔実施主体：（公益財団法人）東京都福祉保健財団〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評価機関数 131 ・対象サービス数 44 うち障害福祉サービス 19 ・受審 2,613件 うち障害福祉サービス 事業所の受審 419件 ・障害児施設に関しては、新評価項目策定までの間、旧サービス種別の共通評価項目で評価実施 	<p>国の動向を踏まえながら、新たな事業体系に基づく障害福祉サービスを順次評価対象としていく。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>
<p>37 地域生活定着支援事業 高齢であり又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者に対して、地域生活定着支援センターを設置し、退所後直ちに福祉サービスへとつなぎ、社会復帰を支援する。</p> <p>センターは、保護観察所からの依頼に基づき、対象者が退所後に必要な福祉サービス等のニーズを入所中から把握し、受入施設等の確保や福祉サービス等の申請支援を行うコーディネート業務、受入施設等に対するフォローアップ業務、相談支援業務等を実施する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>コーディネート開始 数 61人</p>	<p>事業対象者が、矯正施設退所後、適切な場で必要な支援が受けられるよう、保護観察所、矯正施設、区市町村等関係機関と連携し、事業の円滑な実施を図る。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>
<p>38 地域生活支援型入所施設の整備 入所施設による支援が真に必要な障害者の利用を確保するとともに、入所者の地域生活への移行を促進するため、地域生活支援型入所施設を整備する。</p> <p>また、既存施設についても地域生活支援型入所施設への転換を進める。</p> <p>（「地域生活支援型入所施設」の要件） 居室は全室個室又はユニット（小規模生活単位）型であることのほか、以下の条件を1つ以上満たすこと。 ①施設外に日中活動の場を確保すること。 ②日中活動の場として自立訓練又は就労移行支援を併設すること。 ③地域の障害者に対する24時間相談を実施すること。 ④ショートステイを併設すること。 ⑤グループホーム整備、バックアップに関する計画を有していること。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>1か所（定員10人）</p> <p><参考> （平成25年4月1日現在） 障害者支援施設（旧身体障害者更生施設から移行したものを除く。） 定員7,374人 （都内4,224人） （都外3,150人）</p>	<p>「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」の推進</p> <p>平成24年度～26年度 3か所 （未設置地域において障害者支援施設を整備する。）</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>39 障害者地域生活移行普及啓発事業 入所施設を利用する障害者及びその家族並びに入所施設の管理者及び職員に対し、地域生活のイメージを付与することを目的とした普及啓発活動を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①地域生活支援セミナーの実施 ②地域生活移行支援のためのマニュアル等の作成及び配布</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>40 障害者地域生活移行・定着化支援事業 (障害者施策推進区市町村包括補助事業) 地域生活への移行を希望する重度の入所施設利用者が、希望する地域でサービスを利用しながら安心して暮らせるよう、ケアホーム等への移行後の相談援助等について支援を行う。</p> <p>また、地域で暮らす障害者及びその家族が将来にわたって地域で暮らし続けるイメージを持つことを目的とした普及啓発事業を行う。</p> <p>(事業内容) ①地域移行した利用者の個別支援事業 ②区市町村支援事業</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>①地域移行した利用者の個別支援事業 5区市で実施 ②区市町村支援事業 3区市で実施</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>41 障害者グループホーム等利用者単身生活移行モデル事業 障害者グループホーム等の利用者が、地域の一般住宅で自立した生活を送ることができるよう支援する仕組みを検討する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>対象者19人</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>42 精神障害者地域移行体制整備支援事業 いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者が円滑な地域移行や安定した地域生活を送るための体制整備を行うとともに、精神科医療機関と地域との相互理解及び連携強化の推進により、精神障害者が望む地域生活の実現を図り、もって精神障害者の福祉の向上を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>○地域移行促進事業 個別相談数：298人 協力病院：64病院 ○グループホーム活用型ショートステイ事業 利用者数：108人 利用日数：961日 ○地域生活移行支援会議(圏域別会議含む) 25回実施 ○人材育成 基礎研修 専門研修(病院実習・地域実習・事例検討等)</p>	<p>区市町村、保健所等、関係機関と連携しながら、精神障害者の地域生活移行を計画的に推進する。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>(再掲) 4 グループホーム・ケアホームの整備・運営の支援(障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む) 障害者の地域社会における自立を支援するため、生活の場を提供し、食事の提供等その他必要な援助を行う。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p> <p>「3か年プラン」の特別助成 ・施設整備費：設置者(社会福祉法人等)負担の1/2を特別助成する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p> <p>◇障害者グループホーム・ケアホーム事業を行う社会福祉法人等に、既設の都営住宅を提供する。</p>	<p>1,112か所 定員5,979人</p> <p>「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」の推進</p> <p>平成24年度～26年度 570人</p> <p>◇都営住宅におけるグループホーム・ケアホーム 10団地 25戸</p>	<p>「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」の推進</p> <p>平成24年度～26年度 1,600人</p> <p>◇事業を行う社会福祉法人等からの要望を受け、順次、実施する。</p>	<p>福 社 保 健 局</p> <p>都 市 整 備 局</p>
<p>43 障害者向け都営住宅の供給 都営住宅の建替えなどにより、障害者等にも住みやすいバリアフリー住宅のストック形成に努めるとともに、住宅に困窮する車いす使用者が、地域社会の中で安全・快適な生活が送れるよう、都営住宅の建替事業の中で車いす使用者向け住宅を供給する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>1,036戸</p>	<p>建替事業において、従前居住者に車いす使用者がいる場合については、地元区市と協議した上で、必要に応じ車いす使用者向け住宅を建設している。</p>	<p>都 市 整 備 局</p>
<p>44 都営住宅への入居支援</p> <p>①入居収入基準の緩和(平成10年度から) 障害者等の都営住宅への入居機会を拡大するため、一般世帯より高い収入基準を適用する。 一般世帯 収入分位25% 障害者等世帯 収入分位40%</p> <p>②優先入居 家族向け募集において、優遇抽選や住宅困窮度に応じたポイント方式により、障害者世帯が都営住宅に優先的に入居できるようにする。 ア 優遇抽選(昭和54年度から) 障害の程度に応じて、甲優遇(5倍優遇)又は乙優遇(7倍優遇)を適用 イ ポイント方式(昭和48年度から) 住宅困窮度を点数化し、高いものから順に入居</p> <p>③単身入居(身体障害者は昭和55年度、精神障害者・知的障害者は平成17年度から) 身体障害者手帳4級以上、精神保健福祉手帳3級以上、愛の手帳4度以上の障害者は、単身で都営住宅に入居することができる。</p> <p>④特別減額(昭和51年度から) 一定所得以下の障害者世帯の使用料を減額する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>募集状況</p> <p>○抽選方式 家族向優遇抽選 (5、11月実施) 単身者向 (8、2月実施) 単身者用車椅子使用者向 (8、2月実施)</p> <p>○ポイント方式 家族向 (8、2月実施) 車椅子使用者家族向 (8、2月実施)</p>	<p>障害者の居住の安定を図るため、都営住宅への入居に際しての配慮や家賃負担の軽減を行う。</p>	<p>都 市 整 備 局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>45 区市町村における障害者等向け公営住宅の供給助成 地域における継続居住を支援するため、区市町村による高齢者及び障害者向けの公営住宅の整備を支援する。</p> <p>(補助対象) 建設費等補助</p> <p>〔助成実施主体：東京都、 供給実施主体：区市町村〕</p>	<p>6,928戸</p>	<p>引き続き適正に整備されるよう区市町村を支援する。</p>	<p>都 市 整備局</p>
<p>46 都営住宅の障害者向け設備改善 既存の都営住宅に入居している高齢者、障害者がいる世帯に対して、必要に応じて住戸内の手すりの設置や和式トイレの洋式化などの住宅設備改善を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>高齢者向改善 平成24年度 5,654戸 (累計) 83,744戸</p> <p>障害者向改善 平成24年度 592戸 (累計) 18,066戸</p>	<p>継続して事業を推進する。</p>	<p>都 市 整備局</p>
<p>47 障害者単身生活サポート事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） グループホーム及びケアホームから一般住宅（公営住宅等）への入居を希望している障害者に対し、相談支援機関が24時間体制で相談・助言、必要な調整を行うことによって、障害者の単身での地域生活を支援する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>6区市で実施</p>	<p>事業を推進する。</p>	<p>福 祉 保健局</p>
<p>48 あんしん居住制度 賃貸住宅・持ち家を問わずなたでも、東京都（島しょは除く。）にお住まい、あるいはこれからお住まいになる高齢者や障害者等とその家族、家主などが安心して居住・賃貸できるよう、利用者の費用負担による、見守りサービスの実施、死亡した場合の葬儀や残存家財の片づけを行う。</p> <p>〔(財団法人) 東京都防災・建築まちづくりセンターの自主事業として実施〕</p>	<p>105件 (累計676件)</p>	<p>本制度の周知を図り、高齢者・障害者等の居住の安定を確保する。</p>	<p>都 市 整備局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>49 民生・児童委員による地域生活の見守り 障害者が地域社会において自立した生活を送ることを支援するため、民生・児童委員がその生活を見守り、必要に応じて相談、情報提供等を行う。</p>	<p>都内の民生・児童委員定数 10,610人 ・民生児童委員 9,794人 ・主任児童委員 816人</p> <p>民生・児童委員による障害者相談・支援件数（平成24年度） 11,620件</p>	<p>障害及び障害のある人について民生・児童委員の理解を深め、相談支援体制の充実を図る。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>50 地域における精神科医療提供体制の整備 精神疾患の発症後、早期に発見・対応し、患者が身近な地域で症状に応じた適切な治療が受けられる体制を構築するとともに、精神障害者の安定した地域生活の継続を支援する。</p> <p>①精神科医療地域連携モデル事業 協力医療機関の確保や医療連携を促進するためのツールの開発等を行い、精神科医療における地域連携体制の整備を図る。</p> <p>②アウトリーチ支援事業 医療中断等により、安定した地域生活が難しい精神障害者に区市町村等と連携し、アウトリーチ支援を実施する。</p> <p>③民間事業者活用型短期宿泊モデル事業 在宅の精神障害者に対して、症状が悪化する前にタイミングよく適切な医療的ケア等を提供できるよう、総合精神保健福祉センターで実施している短期宿泊事業について、将来的に民間等で実施することが可能となるような仕組みを検証する。</p> <p>④精神疾患早期発見・早期対応推進事業 精神疾患患者を早期に適切な支援につなげるよう、地域の内科等の医師に対し、精神疾患に関する知識や法制度等についての研修を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①2圏域で実施（区東北部及び南多摩）</p> <p>②精神保健福祉センターで実施（266人）</p> <p>③民間事業者2法人で実施（延べ25人）</p> <p>④10地区医師会で実施</p>	<p>・身近な地域において、必要な時に適切な精神科医療を受けることができる地域精神科医療体制を構築する。</p> <p>・区市町村等、より身近な地域へのアウトリーチ支援の普及などにより、精神障害者の地域生活支援体制の構築を図るとともに、精神障害者の地域における自立した生活を実現する。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>51 精神科救急医療体制の整備 夜間及び休日における精神科救急（合併症を除く）として、都内4ブロックにそれぞれ都立病院等（墨東・豊島・松沢・多摩総合医療センター）を指定し、疾病の急発及び急変のための医療体制を確保する。 あわせて、民間医療機関等の協力を得て、精神科初期、二次（救急身体合併症を含む）救急医療体制を確保するとともに、精神科救急医療情報センターを設置し、精神科救急患者のトリアージ及び当番医療機関の情報提供を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>緊急入院 1,266件</p>	<p>夜間・休日等に発生する急性期患者が、症状に応じて速やかに医療を受けられるようにするため、夜間・休日の救急医療体制を整備する。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>
<p>52 精神科身体合併症医療体制の整備 都内の精神科病院に入院中の重度の精神科患者で、かつ重度の合併症を併発したものに対して、精神科身体合併症医療事業を実施することにより、適正な医療を確保する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>転院数 604件</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>
<p>53 老人性認知症専門病棟運営費補助事業 認知症高齢者に対して専門的に治療を行う精神科病棟を有する都内の民間精神科病院に対し、運営費の一部を補助することにより、都内における認知症高齢者に対する適切な医療を確保する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>病院数：8か所 病床数：479床</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>54 都立病院における精神科医療体制の整備・運営</p> <p>①松沢病院の整備・運営 松沢病院を改築し、他施設と密接に連携することで、我が国の精神科医療をリードするとともに、都全体の精神科医療の質の向上や精神保健福祉サービスの充実を一層推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科急性期医療、精神科救急医療、精神科身体合併症医療等のセンター的機能のほか、精神障害者歯科医療、精神科リハビリテーション医療に取り組む。 ・長期入院患者の転・退院支援や新入院患者の退院支援等、患者の社会復帰に積極的に取り組む。 <p>〔実施主体：東京都〕</p> <p>②小児総合医療センターの運営 小児総合医療センターにおいて、関係機関と連携しながら、都における小児医療の拠点として総合的で高度・専門的な医療を提供していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児精神科医療では、自閉症などの広汎性発達障害、ADHD、LD、統合失調症、適応障害など、様々な障害をもつ幼児期から思春期までの患者に対応する。 ・「こころ」と「からだ」を総合した医療を提供し、神経症や心身症、摂食障害などに取り組む。 <p>〔実施主体：東京都〕</p> <p>③大塚病院における小児精神科外来の運営 大塚病院において、小児総合医療センターとの密接な連携の下、外来診療及びデイケアを行う小児精神科外来を運営していく。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>入院 737.7人/日 外来 369.0人/日</p> <p>入院 149.9人/日 外来 144.1人/日</p> <p>初診患者数 502人</p> <p>ショートケア（就学前児童）利用者数 663人</p> <p>学童グループ（小学生）利用者数 689人</p>	<p>順次、開棟・開設し、平成24年度以降の全面開設を目指す。 病床規模：897床 外来規模：550人程度/日</p> <p>小児医療の拠点としての役割を果たしていく。</p> <p>区部における小児精神科外来の機能を果たしていく。</p>	<p>病 院 経 営 本 部</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>55 子供の心診療支援拠点病院事業 都内関係機関への医学的支援に加えて、 様々な子供の心に対応する地域の関係機関へ の専門支援や、都民への普及啓発を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>○子供の心の診療連携 事業 ・小児精神科治療連絡 会 3回実施 延88名参加 ・関係機関との定期連 絡会 2回実施 都内全11児相参 加</p> <p>○子供の心の診療関係 者研修事業 ・関係機関向けセミ ナー 2回実施 延756名参加 ・医療従事者向け講座 8回実施 延675名参加 ・教育保育機関向け講 座 延615名参加 ・保育士幼稚園教諭実 習 延106名参加 ・包括的暴力防止プロ グラム講座 延265名参加 ・看護実習 講義及び実習14 名参加 ・養護施設等職員向け 講座 117名参加</p> <p>○普及啓発・情報提供 事業 ・都民向けシンポジウ ム 711名参加 ・ホームページによる 情報提供 ・リーフレットの作 成・配布</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 社 保 健 局 病 院 経 営 部 本 部</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>56 重症心身障害児在宅療育支援事業 在宅重症心身障害児（者）の健康の保持、安定した家庭療育の確保を図るため、専門医等による健康管理及び看護師等による在宅看護サービスを提供するとともに、NICU等に入院している重症心身障害児について、在宅での生活を希望した際に円滑に移行できるよう、重症心身障害児とその家族への早期支援や相談等を実施することなどにより、重症心身障害児（者）の支援の充実を図る。</p> <p>①重症心身障害児在宅療育支援センターの設置 ②訪問看護及び訪問健康診査 ③在宅療育相談 ④訪問看護師等育成研修 ⑤在宅療育支援地域連携会議の開催</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①重症心身障害児在宅療育支援センターの設置（継続）</p> <p>②在宅重症心身障害児（者）訪問事業 訪問看護 延11,287件 訪問健康診査 15件</p> <p>③在宅療育相談事業 在宅移行支援 延1,429件 家庭訪問相談 延94件 病院、関係機関連絡 延512件</p> <p>④訪問看護師等育成研修事業 基礎編2日間×1回 参加実数 84人 レベルアップ編 0.5日×4回 参加実数 221人 訪問実習受講者数 34人 在宅移行編 1回 参加実数 72人</p> <p>⑤在宅療育支援地域連携会議 区部5回 多摩地区7回</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>57 障害児（者）ショートステイ事業（受入促進員配置） ショートステイ実施施設において、高い看護技術を持った看護師を支援員として配置し、特に医療ニーズが高い重症心身障害児（者）の積極的な受入れの促進を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>5施設 受入延べ人数 7,836人</p>	<p>超重症児・準超重症児の受入れの促進を図る。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>58 重症心身障害児通所委託（受入促進員配置） 民間の通所施設（医療型）において、高い看護技術を持った看護師を支援員として配置し、特に医療ニーズが高い重症心身障害児（者）の積極的な受入れの促進を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>5施設 受入延べ人数 14,642人</p>	<p>超重症児・準超重症児の受入れの促進を図る。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>59 重症心身障害児通所運営費補助 在宅の重症心身障害児（者）に日中活動の場を提供し、通所施設における適切な療育環境の確保を図る。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>34施設 定員501名 延べ利用日数 73,848日</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>60 重症心身障害児施設における看護師確保緊急対策事業 重症心身障害児施設で働く看護師に対し、研修及び資格取得の機会の提供などにより、看護師の確保に努め、重症心身障害児への支援の充実を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>プロナース研修 39名（修了）</p> <p>認定看護師（資格取得の機会提供） 4施設</p>	<p>重症心身障害児施設で働く看護師の確保を通じて、重症心身障害児への支援の充実を図る。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>61 北療育医療センター城北分園の改築 老朽化している北療育医療センター城北分園の全面改築を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>竣工</p>	<p>新規開設（平成24年度） 通所定員拡大</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>62 府中療育センターの改築 老朽化している府中療育センターの全面改築に向けた基本構想の作成を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>基本設計に向けた与条件整理</p>	<p>改築計画の着実な推進</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>63 周産期医療システムの整備 合併症妊娠や分娩時の新生児仮死などハイリスクな分娩・出産等に対応できる周産期母子医療センターの整備を進めるとともに、総合的な周産期医療体制を確立する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>総合周産期母子医療センター 13施設</p> <p>地域周産期母子医療センター 11施設</p> <p>NICU（新生児集中治療管理室） 291床（周産期連携病院等を含む）</p>	<p>周産期医療システムの充実に向けた検討を行う。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>64 身体障害児療育相談等</p> <p>①療育相談 身体に障害をもつ子供や、そのおそれのある子供に対する療養上の相談・指導を行い、障害の軽減や治ゆを図るとともに、当該児童やその家庭への支援を行う。 〔実施主体：東京都・特別区・保健所設置市〕</p> <p>②未熟児訪問指導 保健師や助産師などが家庭訪問を行い、未熟児をもつ親に対して育児や日常生活の指導を行う。 〔実施主体：東京都・特別区・保健所設置市〕</p>	<p>①療育相談 個別相談 38人 集団指導 12回</p> <p>②未熟児訪問指導 892回</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 祉 保健局</p>
<p>65 東京都リハビリテーション病院の運営</p> <p>東京都におけるリハビリテーション医療の中核的施設として高度診療機能を備え、身体に機能障害があり、リハビリテーション医療を専門的に行う必要のある患者に、外来及び入院による医療を行うとともに、医療関係者の教育研修やリハビリテーションの臨床研究を行う。</p> <p>（事業内容）</p> <p>①専門リハビリ医療の提供（入院165床、うち回復期病棟外来120人/日程度）</p> <p>②リハビリ医療に係る教育、研修</p> <p>③リハビリ医療研究</p> <p>〔実施主体：東京都、社団法人東京都医師会が指定管理者〕</p>	<p>・入院 52,731人 （144.5人/日）</p> <p>・外来 16,031人 （54.7人/日）</p>	<p>リハビリテーション専門病院として、多様な機能障害に対応できるリハビリ医療の中核的施設として機能を果たすほか、リハビリテーション医療の研究及び教育・研修事業を積極的に展開する。</p>	<p>福 祉 保健局</p>
<p>66 地域リハビリテーション支援事業</p> <p>障害者や高齢者が寝たきり状態になることを予防し、地域において生涯にわたって生き生きとした生活を送るためには、急性期から回復期、維持期のそれぞれの状態に応じた適切かつ円滑なリハビリテーションの提供が必要である。地域において様々な形態で実施されているリハビリテーション事業を支援することによって、保健・医療・福祉が連携した地域におけるリハビリテーションのシステム化を図る。</p> <p>（事業内容）</p> <p>二次保健医療圏ごとに地域リハビリテーション支援センターを指定し、センターを拠点に、地域リハビリテーションの支援を行う。</p> <p>①地域のリハビリテーション従事者の研修、援助</p> <p>②直接地域住民と接する相談機関の支援</p> <p>③福祉用具、住宅回収等の相談への対応に係る支援</p> <p>④地域の関係団体の支援</p> <p>⑤連絡会、事例検討会の実施 等</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>12病院</p>	<p>二次保健医療圏ごとに12の地域リハビリテーション支援センターを指定し、地域におけるリハビリテーション提供体制の充実を図っていく。</p>	<p>福 祉 保健局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>67 障害者歯科健康相談・支援 これまで、保健所が中心となって障害者に対する歯科相談等を実施してきたが、かかりつけ歯科医の定着など一定の成果が上がってきたことから、今後は障害の程度が重度・難症例の障害者を対象に、歯科相談業務を行う。また、各関係者を対象に研修を実施するほか、障害者入通所施設への支援等を行い、地域の歯科保健の推進を図る。</p> <p>①重度・難症例歯科相談 ②施設等歯科健康管理支援 ③研修会・講習会・事例検討会 ④障害者等歯科保健医療推進基盤整備 ⑤摂食・嚥下機能支援基盤整備</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①重度・難症例歯科相談 39回・304人</p> <p>②施設等歯科健康管理支援 156回・939人・91施設</p> <p>③研修会・講習会・事例検討会 40回・1,830人</p> <p>④障害者等歯科保健医療推進基盤整備 408回</p> <p>⑤摂食・嚥下機能支援基盤整備 12回・112関係機関</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>68 心身障害児（者）歯科診療施設の確保 心身障害児の入所施設及び通園施設における歯科診療事業の運営経費の一部を補助することにより、心身障害児（者）の歯科診療体制の確保を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>7か所</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>69 都立心身障害者口腔保健センターの運営 心身障害児（者）等に対する歯科診療を行うとともに、心身障害児（者）のう蝕予防、歯周疾患の予防、歯科保健医療従事者に対する教育研修、情報提供等を通じて、地域における歯科保健の向上を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都、社団法人東京都歯科医師会が指定管理者〕</p>	<p>歯科治療 平均62.1人/日</p> <p>予防相談 平均24.7人/日</p> <p>教育研修 年間21コース 937人</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>70 難病患者療養支援事業 医療面、生活面等に様々な不安や悩みを抱えている在宅難病患者及びその家族に対し、保健師等による相談・指導を行い、患者・家族の療養環境の整備・改善を図る。</p> <p>①在宅療養支援地域ケアネットワーク ②在宅療養相談指導</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>地域ケアネットワーク会議 79回</p> <p>訪問相談・指導 2,799回</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>71 在宅難病患者医療機器貸与・整備 難病患者が在宅療養で使用する医療機器を貸与・整備し、併せて訪問看護を実施することで、患者・家族の経済的負担の軽減と、在宅療養環境の整備を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>貸与患者数 651人 貸与台数 892台 訪問看護 3,630回</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>72 在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護 在宅において人工呼吸器を使用している難病患者に対して、診療報酬で定められた回数を超えて訪問看護を実施することにより、在宅重症難病患者に対する在宅療養サービスの向上を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>43人(※) 4,528回</p> <p>(※)契約実績は46人であったが、そのうち制度を利用したのは43人である</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>73 難病患者等ホームヘルプサービス事業 地域における難病患者等の日常生活を支援し、その自立と社会参加を促進することを目的として、ホームヘルプサービスを提供する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>35区市町村 67人</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>74 在宅難病患者訪問診療 寝たきり等により受療の困難な在宅難病患者に対し、地域における適切な医療を確保し、療養環境の向上を図るとともに、医療と保健・福祉の連携による在宅ケア体制の整備、充実を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>対象者 354人 件数 902件</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>75 難病相談・支援センターの運営 地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進などを行う拠点として、患者等の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>療養相談 2,651件</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>76 エイズ診療体制の整備 エイズ診療協力病院の確保と相互の連携を進めるとともに、一般医療機関とのネットワーク化を図り、地域の医療機関でのエイズ診療への取組を推進する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点病院 42病院（公開） （うち中核拠点病院3） 連携病院 9病院（公開） ・協力歯科医療機関紹介事業の実施 ・医療従事者への意識啓発（研修の実施等） 	<p>エイズ診療協力病院相互の連携を強化するとともに、協力病院と診療所間の連携を推進し、HIV感染者等が働き学びながら身近な地域で医療を受けられる体制の整備を図る。</p>	福 祉 保健局
<p>77 療養支援体制の整備 保健・医療・福祉の連携を強化し、エイズ患者等への在宅での療養を支援する体制を整備する。</p> <p>〔実施主体：東京都、区、保健所設置市〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域エイズ連携会議開催 4（都保健所3、区保健所1） ・エイズ専門相談員の派遣 	<p>保健所を中心とした保健・医療・福祉のネットワークの構築により、エイズ患者等の地域での療養を総合的に支えていく体制の整備を図る。</p>	福 祉 保健局
<p>78 心身障害者（児）医療費助成制度 心身障害者（児）の医療を確保し、保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>助成対象延人員 1,284,627人</p>	<p>継続して実施する。</p>	福 祉 保健局
<p>79 精神障害者等医療費公費負担 医療費を公費負担することにより、精神障害者の医療を確保し、重症化防止及び早期の社会復帰・自立を図る。</p> <p>①措置入院医療 ②自立支援医療（精神通院医療） ③小児精神入院医療</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①措置入院医療 延べ5,154件</p> <p>②自立支援医療 （精神通院医療） 延べ3,034,829件</p> <p>③小児精神入院医療 延べ1,006件</p>	<p>継続して実施する。</p>	福 祉 保健局
<p>80 特殊疾病（難病）医療費の公費負担 原因が不明で、根治的な治療方法がなく、長期の療養を必要とする難病患者に対し、難病医療費等を助成することにより、受療の機会を確保し、治療研究事業を推進するとともに、難病患者・家族の負担軽減と療養の安定を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p><特殊疾病医療費対象疾病> 平成25年1月現在 国庫対象 56疾病 都単独 23疾病</p>	<p>国の動向を踏まえた対応を図りつつ、継続して実施する。</p>	福 祉 保健局

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>81 小児慢性疾患の医療費助成 子供の病気の中で、治療に長い時間を要し、医療費も高額となる特定の疾患（小児慢性疾患）に対し、その医療費の保険診療の患者自己負担分の一部を公費で助成する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>認定者数 7,663人</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>82 住宅防火対策の推進 障害者等の防火安全を確保するため、防火診断等により、住宅用火災警報器の設置や防災製品・自動消火装置などの住宅用防災機器等を普及・促進し、住宅の防火性能の向上を図る。</p> <p>〔実施主体：東京消防庁〕</p>	<p>住宅防火対策推進協議会の実施</p> <p>防火防災診断の実施</p> <p>住宅用火災警報器の設置促進・適切な維持管理に係る意識啓発</p>	<p>継続して実施する。 関係機関、町会・自治会等と連携を図り、地域主導による施策を展開する。</p>	<p>東 京 消 防 庁</p>
<p>83 災害時要援護者対応を取り入れた防火防災訓練の推進 防火防災訓練等に災害時要援護者対応を取り入れ、災害時要援護者対応の必要性について啓発するとともに、地域における災害時要援護者への対応力を強化する。 災害時要援護者自身の防災行動力の向上を図る。 職員の災害時要援護者に関する知識及び対応技術の向上方策を推進する。</p> <p>〔実施主体：東京消防庁〕</p>	<p>地域で災害時要援護者対応を取り入れた防火防災訓練の実施</p> <p>特別支援学校における総合防災教育の実施</p> <p>職員教養の実施</p>	<p>障害者関係団体等と連携して災害時要援護者対応を取り入れた防火防災訓練等を推進し、災害時の防災行動力の向上を図るとともに地域全体の防災行動力の強化を図る。 平成25年度中に災害時要援護者対応を取り入れた防火防災訓練マニュアルを作成する。</p>	<p>東 京 消 防 庁</p>
<p>84 防火防災訓練用資器材の活用 階段避難器具など避難支援資器材を活用した防火防災訓練を推進する。</p> <p>〔実施主体：東京消防庁〕</p>	<p>訓練用模擬消火器・スタンドパイプ及び災害時要援護者用避難支援資器材（階段避難器具、リヤカー、布担架等）を活用した訓練の実施</p>	<p>避難支援資器材を活用した防火防災訓練を推進し、災害時要援護者の迅速な避難が図られる。</p>	<p>東 京 消 防 庁</p>
<p>85 教育訓練施設の充実 障害者の特性に配慮した教育訓練施設を充実する。</p> <p>〔実施主体：東京消防庁〕</p>	<p>防災教育センター 3カ所（池袋、本所、立川）で各種体験訓練を実施</p>	<p>施設・設備と体験訓練種目で、障害者向け配慮を行う。</p>	<p>東 京 消 防 庁</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>86 重度身体障害者等緊急通報システムの整備（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 一人暮らし等の重度身体障害者や難病患者に通報機器を貸与し、急病や事故等の緊急事態に陥った時にペンダントを押して東京消防庁等へ通報した後、順次協力員が駆け付けるもので、重度身体障害者の安全確保を目的に、区市町村・東京消防庁・福祉保健局が一体となって運営している。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>実施区市町村数 45 （障害者施策推進区市町村包括補助事業実績）</p> <p>427世帯 登録 （東京消防庁登録世帯数）</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>東京消防庁 福祉保健局</p>
<p>87 重度心身障害者火災安全システムの整備（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 本システムは、在宅の重度心身障害者に対し、家庭内で火災が発生した時、住宅用火災警報器により火災を発見し、専用通報機から東京消防庁へ自動的に通報が行われるもので、在宅の重度心身障害者の安全を確保することを目的に、区市町村・東京消防庁・福祉保健局が一体となって運営している。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>実施区市町村数 20 （障害者施策推進区市町村包括補助事業実績）</p> <p>37世帯 登録 （東京消防庁登録世帯数）</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>東京消防庁 福祉保健局</p>
<p>88 災害時要援護者対策の推進 近年の大規模震災、風水害における死者の過半数は高齢者であり、災害時における人的被害を最小限にするため、災害時要援護者対策は重要課題となっており、各区市町村において要援護者対策の構築が早急に求められているが、現状では対策途上のところが多いため、都として事業の補助等を行うことで、区市町村の取組みを推進していく。</p> <p>○災害時要援護者支援体制整備補助（地域福祉推進区市町村包括補助事業） 区市町村における要援護者避難支援体制の整備に必要な経費の一部を補助する。 （具体例） ・要援護者情報の共有化に向けた取組 ・地域防災研修実施 （各地区レベルで実施） ・避難支援プラン作成、訓練の実施 等</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>地域福祉推進区市町村包括補助事業による補助の実施</p> <p>区市町村福祉・防災担当者向け研修会の実施</p>	<p>すべての区市町村における要援護者避難支援体制の構築に向け、支援を行う。</p>	<p>福祉保健局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>89 「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」等の作成・普及 災害時において、寝たきりの高齢者や障害者等は必要な情報を迅速かつ的確に把握することや安全な場所に避難することが困難であることから、都は区市町村が地域の実情に応じたマニュアルの整備を進める上の参考となるように、平成12年に「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」及び「災害時要援護者への災害対策推進のための指針（区市町村向け）」を作成し、平成19年に改訂した。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>東日本大震災時の教訓等を踏まえ、平成25年2月に「災害時要援護者への災害対策推進のための指針（区市町村向け）」及び「災害時要援護者防災行動マニュアル作成のための指針（区市町村向け）」を改訂した。</p>	<p>区市町村のマニュアル整備について普及・啓発を行う。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>90 ヘルプカードの普及促進 緊急連絡先や必要な支援内容等を記載した「ヘルプカード」を活用して、障害者が災害時等に自己の障害に対する理解や必要な支援を周囲に求めることができるよう、カードの標準様式や作成ポイント等をまとめた区市町村向けガイドラインを作成するとともに、リーフレット等により事業者や都民に対する普及啓発を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>ガイドラインの公表 セミナーの開催 リーフレット、ポスター等で周知</p>	<p>区市町村におけるカード作成の取組促進及び事業者や都民へのカードの普及促進を図る。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>91 特別支援学校における被害防止教室等 特別支援学校に通う児童・生徒が、犯罪に巻き込まれることなく、健全な社会生活を営むために必要な能力を身に付けることを目的として、警察官及びスクールサポーターによる非行防止・犯罪被害防止教室及びセーフティ教室を実施している。</p> <p>〔実施主体：警視庁、東京都教育委員会〕</p>	<p>実施校数 52校 実施回数 77回 参加人員 7,478名</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>警 視 庁 教 育 庁</p>
<p>92 直接通報システムの整備 病院や社会福祉施設等において、火災等の緊急時に自動的に東京消防庁に通報できるシステムの整備促進を図る。</p> <p>〔実施主体：社会福祉法人等〕</p>	<p>自動通報に係る承認件数 有人直接通報 2,824件 無人直接通報 106件 合計 2,930件</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>東 京 消 防 庁</p>
<p>93 社会福祉施設の防火防災管理体制の充実 障害者施設等に対する立入検査及び防火防災管理指導を実施し、防火防災管理体制の充実を図る。 ① 関係法令等に基づく立入検査 ② 自衛消防訓練の実施促進</p> <p>〔実施主体：東京消防庁〕</p>	<p>立入検査及び自衛消防訓練の実施</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>東 京 消 防 庁</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>94 社会福祉施設等と地域の協力体制の整備 災害発生時に、社会福祉施設等と町会・自治会、近隣事業所等が自主的に協力し合い、発災初期段階での避難誘導、初期消火及び救出・救護活動等を相互に支援する共助体制づくりを推進する。</p> <p>〔実施主体：社会福祉法人等〕</p>	<p>844施設で応援協定を締結済み</p>	<p>社会福祉施設等と町会・自治会、近隣事業所等との間での災害時相互応援協定の締結を促進し、地域力の強化を図る。</p>	<p>東京消防庁</p>
<p>95 社会福祉施設等耐震化促進事業 都内の民間社会福祉施設等の耐震化を促進し、利用者等の安心・安全を確保するため、必要な耐震診断及び耐震改修の費用の一部を補助する。</p> <p>〔実施主体：社会福祉法人等〕</p>	<p>耐震診断経費及び耐震改修経費の補助</p>	<p>耐震診断は継続して実施する。 耐震改修は事業の推進を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>96 社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業 耐震化が必要な施設を個別訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>個別訪問、アドバイザーの派遣等の耐震化促進に係る経費の補助</p>	<p>私立・自己所有の社会福祉施設等の耐震化の促進及び医療施設の耐震化の促進</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>97 グループホーム等防火設備整備助成事業 (障害者施策推進区市町村包括補助事業) 都が定める防火設備を法人が設置する際の経費の一部を補助する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>2市で実施 累計 15区市町で実施</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>98 緊急メール通報システムの整備 聴覚又は言語・音声等に機能障害があり、音声による119番通報が困難な人の通報手段を確保することを目的に、緊急時に携帯電話等からeメールを利用して東京消防庁に通報できるシステムを整備し運営する。</p> <p>〔実施主体：東京消防庁〕</p>	<p>1,674名登録</p>	<p>緊急メール通報システムを継続して実施するとともに、ウェブ機能を追加し入力・登録の簡便性を高め、迅速的確な部隊運用を図る。</p>	<p>東京消防庁</p>
<p>99 メンタルヘルスケア体制の確保 災害発生時、保健活動班による避難所・仮設住宅等への巡回健康相談や、巡回精神保健相談チーム等によるメンタルヘルスケア体制を確保する。 また、都立(総合)精神保健福祉センターにおいて、電話相談を含め24時間体制の精神保健相談を行うほか、外来窓口の体制を確立する。</p> <p>〔実施主体：東京都、区市町村〕</p>	<p>「災害時の『こころのケア』の手引き」(20年5月)の普及</p>	<p>メンタルヘルスケア体制を整備する。</p>	<p>福祉保健局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>100 障害児保育事業への助成 保育所において、障害のある子供を受け入れるために必要な改修等に要する経費を補助する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>実施保育所数 1,288所 障害児数 3,727人</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>101 早期教育の充実（都立聴覚障害特別支援学校における教育相談の充実） 聴覚に障害のある乳幼児の発達を促すため、幼稚部を設置している都立聴覚障害特別支援学校で教育相談の一部として早期乳幼児指導を実施している。</p> <p>医師・言語聴覚士・臨床心理士等の専門家を導入し、担当教職員に対して専門的見地からの助言を行う。</p> <p>また、障害の特性に応じた個別指導プログラムの作成やケースカンファレンス等を通じて、担当教職員の専門性を向上させる。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>医師 1名×3校</p> <p>言語聴覚士 1名×3校</p> <p>臨床心理士 1名×3校</p> <p>技術者 1名×3校</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>教育庁</p>
<p>102 就学相談の充実（東京都特別支援教育推進室） 「東京都就学相談室」の機能を拡大し、全都的な視野に立って、東京都における特別支援教育を推進するセンターとして「東京都特別支援教育推進室」を設置した。</p> <p>従来の就学相談機能の「就学相談」「転学編入相談」「就学相談担当者研修」「就学相談に関する調査研究」「就学相談等の理解啓発」「幼稚部・高等部入学相談」に加えて、「情報提供機能」「理解啓発機能」「関係機関の連携調整機能」を備え、東京都における特別支援教育を推進する中核とする。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>就学相談、入学相談の実施</p> <p>各種研修会の実施</p> <p>就学支援に関するモデル事業の実施・運営</p> <p>特別支援学級の教員の専門性向上に関するモデル事業の実施</p> <p>就労支援事業の推進</p> <p>特別支援教育の理解推進など</p>	<p>東京都における特別支援教育を推進する中核的役割を担っていく。</p>	<p>教育庁</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>103 特別支援学校の整備</p> <p>①東京都特別支援教育推進計画第一次実施計画（平成16年11月策定）・第二次実施計画（平成19年11月策定）に基づく再編整備 東京都特別支援教育推進計画に基づき、卒業生全員の企業就労を目指す「知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校」等の新たなタイプの学校の設置、必要な教室の確保等を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p> <p>②東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画（平成22年11月策定）に基づく再編整備 第三次実施計画策定の際に実施した障害のある児童・生徒数推計に基づき、新たに新築、増築等を行い、必要な教室の確保と教育条件の改善を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>○練馬特別支援学校：平成24年度開校</p> <p>○府中げやきの森学園：平成24年度開校</p>	<p>○練馬特別支援学校：平成24年度開校</p> <p>○府中げやきの森学園：平成24年度開校</p> <p>○板橋学園特別支援学校(仮称)：平成25年度開校予定</p> <p>○江東地区第二養護学校(仮称)：平成26年度開校予定</p> <p>○港地区特別支援学校(仮称)：平成26年度開校予定</p> <p>○江戸川地区特別支援学校(仮称)：平成26年度開校予定</p> <p>○東部地区学園特別支援学校(仮称)：平成27年度開校予定</p> <p>【教室確保】</p> <p>○高島特別支援学校：平成28年度供用開始予定</p> <p>○臨海地区特別支援学校(仮称)：平成31年度開校予定</p> <p>○小金井特別支援学校：平成30年度供用開始予定</p> <p>○八王子特別支援学校：平成29年度供用開始予定</p> <p>○矢口特別支援学校：平成32年度供用開始予定</p> <p>○市ヶ谷地区特別支援学校(仮称)：平成31年度開校予定</p> <p>○王子地区特別支援学校(仮称)：平成31年度開校予定</p> <p>○七生特別支援学校：平成32年度供用開始予定</p> <p>○武蔵台学園：平成30年度供用開始予定</p> <p>○水元特別支援学校：平成32年度供用開始予定</p> <p>○町田の丘学園：平成31年度供用開始予定</p> <p>○久留米特別支援学校：平成32年度供用開始予定</p> <p>○墨田特別支援学校：平成32年度供用開始予定</p> <p>【新たなタイプ】</p> <p>○南花畑学園特別支援学校(仮称)：平成32年度開校予定</p> <p>○光明学園特別支援学校(仮称)：平成29年度開校予定</p> <p>○立川学園特別支援学校(仮称)：平成32年度開校予定</p>	<p>教育庁</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>104 小・中学校における発達障害の児童・生徒に対する新たな特別支援教育推進体制</p> <p>①発達障害の児童・生徒に対する指導の充実のため、すべての小・中学校に「特別支援教室」を設置し在籍校・在籍学級における支援体制を整備する特別支援教室構想について、区市町村を対象としたモデル事業を実施する。</p> <p>②「特別支援教室」の設置と併せて、自閉症・情緒障害学級（固定学級）の計画的な配置を進めることで、通常の学級、特別支援教室、通級指導学級及び固定学級の役割分担を明確にした「重層的な支援体制」を確立する。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会、区市町村〕</p>	<p>目黒区、北区、狛江市、羽村市の4区市をモデル地域に指定し、モデル事業を実施</p>	<p>複数の区市を選定し、平成26年度までの3年間小学校を対象としたモデル事業を実施する。</p> <p>平成27年に全都に周知し、平成28年度から都内のすべての小・中学校に順次導入していく。</p>	<p>教育庁</p>
<p>105 都立高等学校等における特別支援教育推進体制の充実</p> <p>①全ての都立高等学校等における特別支援教育を充実するため、特別支援教育コーディネーターの研修や協議会を充実し、関係機関・専門家等との適切な連絡調整や校内の特別支援教育に関する委員会の円滑な実施等を支援する。</p> <p>②都立高等学校等における特別支援教育推進体制の整備に向けて、個別指導計画等の作成・活用、進路指導やコーディネーター機能の充実、心理の専門家による巡回相談の効果等の実践的な研究を行うモデル事業を実施する。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>①・全ての都立高等学校を対象に発達障害の理解と支援に関する講習会を年1回実施。講習会参加教員230名。</p> <p>・学校経営センターを拠点とした特別支援教育コーディネーター連絡会を各年2回実施。</p> <p>②モデル校3校を指定して、特別支援教育コーディネーターを専任化</p>	<p>都立高等学校等の教員への理解啓発や個別指導計画等に基づく指導と支援の充実などに取り組むほか、平成24・25年度に実施するモデル事業で都立高等学校等における特別支援教育推進体制の在り方を明らかにするなど、高等学校等における特別支援教育推進体制の充実を図る。</p>	<p>教育庁</p>
<p>106 知的障害が軽い生徒を対象とした高等部職業学科の設置</p> <p>知的障害が軽い生徒を対象とした職業学科を新たに増設する。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>普通科と併設する職業学科の在り方及び導入校について検討</p>	<p>平成23年度に普通科と併設する職業学科の在り方について検討し、平成24年度に導入校の検討や条件整備等を進める。</p>	<p>教育庁</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>107 高等学校等への受入れ体制の整備 都立高校等の校舎においては、改築や大規模改修の際に「東京都福祉のまちづくり条例」及び「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」に基づいた整備を行っている。また、例年障害のある生徒の入学状況を把握し、学校生活に支障がないかを調査した上で、必要な場合は簡易的なバリアフリー改修工事を実施している。</p> <p>具体的には、 ①エレベーターの新設（新築、改築、大規模改修の際に限る） ②校舎内外の段差解消 ③障害者トイレの設置 ④廊下・階段の手摺新設 ⑤非常用スロープ階段の新設 ⑥出入口の扉改造等を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会、東京都〕</p>	<p>【高等学校】 エレベーター設置 132校 校内段差解消 46校 障害者トイレ設置 165校 階段手摺設置 187校 スロープ（昇降口）設置 116校 スロープ（玄関）設置 114校 自動ドア（昇降口）設置 55校 自動ドア（玄関）設置 95校</p> <p>【附属中学校・中等教育学校】 エレベーター設置 9校 校内段差解消 3校 障害者トイレ設置 10校 階段手摺設置 9校 スロープ（昇降口）設置 7校 スロープ（玄関）設置 8校 自動ドア（昇降口）設置 4校 自動ドア（玄関）設置 7校</p> <p>【高等専門学校】 エレベーター設置 1校（2ヶ所） 校内段差解消 1校（2ヶ所） 障害者トイレ設置 1校（2ヶ所） 階段手摺設置 1校（2ヶ所） スロープ（玄関）設置 1校（2ヶ所） 自動ドア（昇降口）設置 1校（2ヶ所） 自動ドア（玄関）設置 1校（2ヶ所）</p>	<p>近年の高等学校等への入学者多様化を考慮し、校舎改修をより一層推進していく。</p>	<p>教育庁 総務局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>108 区市町村との連携体制の構築</p> <p>①「エリア・ネットワーク」の定着 発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒や保護者に対して、総合的な支援を行うための地域性と専門性を備えたシステムである「エリア・ネットワーク」を定着させ、特別支援学校と区市町村の保健、福祉、労働の関係機関との緊密な連携の充実を図っていく。 なお、知的障害特別支援学校小・中学部設置校を「エリア・ネットワーク」のセンター校に指定し、区市町村における特別支援教育の取組を支援していく。</p> <p>②特別支援学校のセンター的機能の発揮 特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能として、幼稚園や小・中学校等への支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、幼稚園や小・中学校等の教職員に対する研修協力、障害児（者）の理解啓発、地域の障害のある幼児・児童・生徒への施設設備等の提供などの機能を発揮し、地域における特別支援教育を推進していく。（平成19年度より事業化）</p> <p>③広域特別支援連携協議会（平成17年9月設置） 児童・生徒のライフステージに応じた効果的な支援を実現し、各関係機関相互の連絡・調整や区市町村の関係部署との連絡・調整を行うことを目的に設置する。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>①「エリアネットワーク」の定着の推進</p> <p>②知的障害・視覚障害・聴覚障害・肢体不自由特別支援学校（小・中学部設置校）で実施</p> <p>③継続</p>	<p>東京都特別支援教育推進計画に基づき、地域における特別支援教育推進のための連携体制づくりを進めていく。</p>	教育庁
<p>109 健康教育の充実</p> <p>①摂食指導研修会 都立特別支援学校における食事指導を充実し、児童・生徒の口腔機能の向上を図るとともに、安全で楽しい食事を提供するため、教職員及び学校歯科医を対象に、研修会を実施する。</p> <p>②歯・口の健康づくり推進校 推進校を指定し、特別支援学校における歯・口の健康づくり（むし歯や歯周疾患の予防・口腔機能の発達を促すような取組）を推進する。</p> <p>③歯・口の健康づくり研修会 障害の種類や程度に合わせたきめ細やかな歯科保健指導や摂食指導を行うため、推進校を中心とした実践発表の場等を設け、特別支援学校における歯・口の健康づくりの方向性を示すとともに、各学校の取組のレベルアップを図る。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>①研修受講教職員 253名</p> <p>②推進指定期間 2年(平成23～24年度) 推進指定校 4校</p> <p>③開催回数 年1回</p>	<p>①受講者をさらに拡大し、都立特別支援学校における食事指導を充実させる。</p> <p>②・③推進校を増やし、特別支援学校における歯・口の健康づくりを推進する。</p>	教育庁

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>110 肢体不自由特別支援学校における医療的ケア整備事業の充実</p> <p>①肢体不自由特別支援学校に在籍する常時医療的な配慮を必要とする児童・生徒に対し、安全かつ適切な教育環境を提供する。</p> <p>②学識経験者や保護者代表、指導医から構成する「医療的ケア運営委員会」及び指導方法の統一や指導医間の連携の促進及び情報ネットワークを充実するための「指導医連絡協議会」を実施する。</p> <p>③障害の重い児童・生徒の医療的ケアに関する知識を習得するとともに、医療的ケアを必要とする児童・生徒の日常の学校生活における健康管理や健康の保持・増進の指導に資する教員研修を充実する。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>肢体不自由特別支援学校の教諭、自立活動教諭、看護師（非常勤看護師含む）、学校介護職員及び寄宿舎指導員を対象に医師等専門家を講師とした医療的ケア研修と、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う第三号研修を実施</p>	<p>引き続き実施、充実を図る。</p>	<p>教育庁</p>
<p>111 都立特別支援学校における外部人材の導入</p> <p>①都立肢体不自由特別支援学校において教員が実施している、児童・生徒の健康に関わる業務について、外部人材を導入し、その専門性を活用しながら、学校における安全体制の向上を図るとともに、教員や外部人材等学校現場に関わる専門家集団が、それぞれの専門性を発揮し、連携しながら、個に応じた教育の充実を図る、チームアプローチによる指導体制の実現を図る。</p> <p>②都立知的特別支援学校において、児童・生徒の社会的自立に向けた指導の充実と教員の専門性の向上を図るため、外部専門家を導入する。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>①平成24年度現在、肢体不自由特別支援学校8校に学校介護職員（専務的非常勤）を導入。</p> <p>②平成24年度から知的障害特別支援学校3校に導入開始。</p>	<p>①継続して実施する。</p> <p>②知的特別支援学校の児童・生徒の社会的自立に向けた指導の充実を図る。</p>	<p>教育庁</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>112 摂食・嚥下機能の障害に応じた給食の提供</p> <p>①形態別調理による給食の提供 都立特別支援学校における児童・生徒に対し、摂食・嚥下機能の障害の状態に応じた食形態を提供し、摂食・嚥下機能の向上を図るため、普通食・後期食・中期食・初期食の形態別調理を実施する。</p> <p>②研修会の実施 ア 肢体不自由特別支援学校栄養職員対象 学校間における形態別調理の格差の解消や学校間の提供内容の情報交換を行うとともに形態別調理の知識を習得することを目的に研修会を実施する。</p> <p>イ 都立学校栄養職員研修 肢体不自由特別支援学校以外の学校栄養職員（定時制（夜間）課程含む。）を対象に、摂食・嚥下機能の知識や形態別調理の基本を習得することを目的に研修会を実施する。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>①形態別調理による給食の提供 16校</p> <p>②研修会受講数 ア 肢体不自由特別支援学校栄養職員 年2回</p> <p>イ 都立学校栄養職員研修 年2回</p>	<p>②ア 学校間格差の解消及び知識の修得、調理指導技術の充実を図る。</p> <p>②イ 肢体不自由特別支援学校以外の学校栄養職員（定時制（夜間）課程含む。）を対象に、摂食・嚥下機能の知識の向上を図り、肢体不自由特別支援学校以外の特別支援学校における給食の内容の充実を図る。</p>	教育庁
<p>113 東京都教職員研修センターの機能の充実</p> <p>特別支援教育に関する研修を充実・強化することで、教職員の資質の向上を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>①専門性向上研修 特別支援教育Ⅰ 526名 特別支援教育ⅡA 622名 特別支援教育ⅡB-1 40名 特別支援教育ⅡB-2 46名 特別支援教育ⅡB-3 9名 特別支援教育ⅡC 62名 特別支援教育ⅡD 42名 特別支援教育ⅢA 109名 特別支援教育ⅢB 109名 ② 専門性向上研修以外の教科・教育課題研修なし ③リーダー養成研修 特別支援教育コーディネーター研修 スキルアップA 30名 特別支援教育コーディネーター研修 スキルアップB 35名 高等学校特別支援教育コーディネーター研修 94名</p>	<p>①特別支援教育担当教員等の専門性の向上のための研修及び指定研修を実施する。</p> <p>②特別支援教育コーディネーターの養成・育成に関する研修を実施する。</p>	教育庁

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>114 学校教育における実践研究等の推進 「東京都教職員研修センター教育研究普及事業」 「東京都教育委員会研究推進団体」（指導部指導企画課の認定を受けた研究団体）のうち、教科等に関する研究テーマの研究をする研究団体の活性化を図り、研究の成果を東京都の全ての教員が共有できるように普及し東京都の教員の指導力の向上に資するために、3つの支援事業を行う。</p> <p>①研究活動の促進支援 研究団体の研究会等に指導主事を派遣する。</p> <p>②研究活動の活性化支援 計画研究会の開催通知を教職員研修センターのホームページに掲載する。</p> <p>③研究成果の普及支援 教科等の研究成果の普及・啓発に関わる経費を負担する。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>教育研究普及事業の支援対象となった87団体に対し、以下のとおり支援を実施した。</p> <p>①研究活動の促進支援（研究団体の研究会等に指導主事を派遣する）87団体</p> <p>②研究活動の活性化支援（計画研究会の開催通知を教職員研修センターのホームページに掲載する）59団体</p> <p>③研究成果の普及支援（教科等の研究成果の普及・啓発に関わる経費を負担する）54団体</p>	<p>東京都の教員が組織する教科等の研究団体による教育に関する研究成果を都のすべての教員が共有できるように、普及事業を実施し、教員の教科等の専門性に関する資質・能力を向上する。</p>	教育庁
<p>115 特別支援教育の理解啓発の推進 障害のある児童生徒等一人一人が地域社会で自立できる力の育成や、社会全体が発達障害を含む障害児（者）に対して適切な支援ができるようにすることなどを目的として、以下の事業を実施する。</p> <p>①理解啓発資料の作成 研修会や講習会等様々な場面で活用する為に、啓発ビデオなどの理解啓発資料を作成する。</p> <p>②理解啓発行事の実施等 障害のある児童・生徒一人一人が地域社会で自立できる力を培うとともに、広く都民に対して特別支援教育の理解啓発を行う為に、「理解推進シンポジウム」や「弁論大会」の開催、都立特別支援学校の児童・生徒による「フリーマーケット」などを計画・実施する。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>都内に3所ある学校経営支援センターを拠点とした地域に密着した理解啓発行事の実施（年1回）</p>	<p>障害のある児童・生徒等が地域の人々に働きかけ、情報の発信をし、自らの考えを発表し、主張する場を設定することを通じて、障害のある児童生徒等一人一人が地域社会で自立できる力を培うとともに、広く都民に対して特別支援教育の理解啓発を行う。</p>	教育庁
<p>116 私立特別支援学校等における障害児教育への助成 私立学校における障害児教育の振興を図るため、私立特別支援学校、特別支援学級を置く私立小中学校及び障害児が就園する私立幼稚園の設置者に対して助成する。</p> <p>①私立特別支援学校等経常費補助 ②私立幼稚園特別支援教育事業費補助</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①の対象校 特別支援学校 4校 小中学校 2校 幼稚園 156園</p> <p>②の対象校 幼稚園 138園</p>	<p>継続して実施する。</p>	生活文化局

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>117 私立専修学校高等課程における障害児（者）教育への助成 私立学校における障害児（者）教育の振興を図るため、障害児（者）が在学する私立専修学校高等課程の設置者に対して助成する。</p> <p>○私立専修学校特別支援教育事業費補助 〔実施主体：東京都〕</p>	<p>対象校 専修学校高等課程 5校</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>生 活 文化局</p>
<p>118 私立学校における学校施設のバリアフリー化への支援 （目的） 私立学校で行う校舎等の施設設備の整備が「福祉のまちづくり条例施行規則」の整備基準に合致するよう、東京都私学財団に対して補助を行い、間接的に私立学校の利子負担を軽減する。</p> <p>（事業内容） 公益財団法人東京都私学財団が行う低利での融資事業「私立学校振興資金融資事業」の中で、手すり、スロープの設置等「福祉のまちづくり事業」を推進する施設設備を対象とした融資を行う。（融資限度額 1件10億円） 東京都は当財団が当該融資に必要な資金を金融機関から借り入れた場合、当該原資に対して一定の利子補給を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都、（公益財団法人）東京都私学財団〕</p>	<p>特定事業利率 上限1.000% なお、当該特定事業利率は、市中金融機関等における利率等を勘案して設定</p> <p>（福祉のまちづくり事業は、特定事業に含まれる。）</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>生 活 文化局</p>
<p>119 学童クラブ事業への助成 学童クラブにおいて、障害のある子供を受け入れるために必要な改修等に要する経費を補助する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>（平成25年5月1日現在） 障害児受入クラブ数 1,164所 障害児児童数 3,028人</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 祉 保健局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>120 特別支援学校における就労支援 特別支援学校生徒の自立と社会参加を目指し、特別支援学校を卒業する生徒の一層の企業就労を促進するため、次の事業を展開していく。</p> <p>①民間の活力による企業開拓等 民間の活力を導入し、産業現場等における実習先や雇用先の開拓及び確保を行う新たなシステムを構築する。 開拓した企業の情報は、高等部を設置する特別支援学校で活用できる体制を整備する。</p> <p>②企業向けセミナーの実施 企業に対し、障害者雇用への理解啓発、雇用、就業体験の受入れの協力を求めるため、セミナーを実施する。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>①就労支援アドバイザー 22人</p> <p>②参加企業 90社・125人</p>	<p>特別支援学校生徒の自立と社会参加を目指す。</p>	<p>教育庁</p>
<p>121 入学試験受験条件の整備・充実 受験生の障害の状況に応じた機器等の整備や、相談体制の充実を進めるとともに、機器等の機能向上に併せて更新を図っていく。</p> <p>〔実施主体：公立大学法人首都大学東京〕</p>	<p>入学試験出願にかかる協議申請者7人全員の受験を許可。うち3名が出願。 重度の事例についての申請はなかった。</p>	<p>個別の事前相談を通じ、受験条件の充実を進める。</p>	<p>総務局</p>
<p>122 学修環境の充実 障害をもつ学生の学修支援を進める。相談体制や学修環境の充実を図り、障害の状況に応じて必要な施設・設備の改修、点字図書の実施、教材の点訳等を進める。</p> <p>〔実施主体：公立大学法人首都大学東京〕</p>	<p>障害を持つ学生等への理解を深めてもらうことを目的とした講習会を開催</p>	<p>障害をもつ学生一人ひとりの状況に配慮した学修支援を行う。</p>	<p>総務局</p>
<p>123 人的サービスの充実 障害をもつ学生に対する、学修や移動の補助を行うための介助者の配置を図るとともに、録音サービス・対面朗読等の人的サービスの充実を図る。</p> <p>〔実施主体：公立大学法人首都大学東京〕</p>	<p>ダイバーシティ推進委員会及びそのワーキンググループにおいて、学生による支援制度の分析・課題整理を行い、支援制度案を策定</p>	<p>学内及び学外ボランティアとの連携を進める。</p>	<p>総務局</p>
<p>124 障害者スポーツセンターの運営 障害者の健康増進と社会参加を促進するため、スポーツ施設や集会室等の場を提供するとともに、講習講座等の事業を実施し、障害者の福祉の増進を図る。</p> <p>○東京都障害者総合スポーツセンター ○東京都多摩障害者スポーツセンター</p> <p>〔実施主体：東京都〕 〔指定管理者：社団法人東京都障害者スポーツ協会〕</p>	<p>延べ利用人数</p> <p>(総合) 199,529人</p> <p>(多摩) 172,552人</p>	<p>引き続き運営する。</p>	<p>スポーツ振興局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末状況等	事業目標	所管局
<p>125 第13回全国障害者スポーツ大会の開催 平成25年の第68回国民体育大会と第13回全国障害者スポーツ大会を一つの祭典「スポーツ祭東京2013」として開催する。</p> <p>開催期日：平成25年10月12日～14日</p> <p>実施競技：13競技 オープン競技：17競技</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第13回全国障害者スポーツ大会実施要項を制定した。 ・第13回全国障害者スポーツ大会第3次競技施設整備計画等、大会開催に向けた諸事項を決定した。 	<p>平成25年度の大会開催に向け、着実な準備を進めていく。</p>	<p>スポーツ振興局</p>
<p>126 障害者スポーツの振興 東京都障害者スポーツ振興計画に基づき、障害のある人もない人も、だれもがスポーツに親しむ「スポーツ都市東京」を目指し、取組を推進する。</p> <p>①東京都障害者スポーツ大会の開催</p> <p>②全国障害者スポーツ大会への東京都選手の派遣</p> <p>③障害者スポーツ振興事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信と相談機能の拡充 ・障害者スポーツの理解促進・普及啓発 ・障害者スポーツの場の整備と開拓 ・障害者スポーツを支える人材の育成・確保 ・競技団体の組織力や競技力の向上 <p>④2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の招致 2020年パラリンピック競技大会の招致活動を通じて、障害者スポーツの振興と、障害者のスポーツを通じた社会参加を促進する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①都大会 5,944人</p> <p>②全国大会 315人</p> <p>③・各種イベントにて障害者スポーツブース出展 ・障害者スポーツ専門ポータルサイト「TOKYO障スポ・ナビ」開設・運用 ・パラリンピアン出前授業実施 ・障害者スポーツイベント「チャレスポ！TOKYO」開催 ・スポーツ雑誌等での特集記事掲載 ・地域開拓推進事業実施 ・障害者スポーツセミナー実施 ・強化練習会実施</p> <p>④2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の招致 〔24年度末の取組状況〕 ・H24.5 立候補都市選定 ・H25.1 立候補ファイル提出 〔25年度以降の日程〕 ・H25.9 開催都市決定</p>	<p>地域での環境整備を重点に据えながら、障害者スポーツの情報発信・普及啓発や障害者スポーツへの取組体制の強化も着実に推進する。</p> <p>2020年オリンピック・パラリンピック競技大会を招致する。</p>	<p>スポーツ振興局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>127 文化芸術活動の推進（東京都地域生活支援事業を含む） 障害者が文化芸術への参加を通じて、社会参加と相互交流を促進するとともに都民の障害者に対する理解の増進を図り、もって障害者の自立の促進に寄与することを目的に各種事業を実施する。</p> <p>①障害者美術展の開催 ②ふれあいコンサートの実施</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>・第27回東京都障害者総合美術展 場所：池袋西武本店 応募：756点 展示：218点</p> <p>・第29回ふれあいコンサート 場所：新宿文化センター 応募者：約1,500人</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>128 都立図書館サービス事業の充実 都立図書館における対面音訳サービス、視覚障害者等用資料の作成・提供サービス等の向上を図り、視覚障害者等の利便に供する。</p> <p>（所蔵資料） 録音テープ 6,435点 デイジー図書 803点 点訳資料 951点 点字雑誌 18種 雑誌録音テープ 26種 雑誌デイジー 7種</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>（都立中央・多摩図書館の実績）</p> <p>・利用状況 登録利用者 380名 対面音訳利用人数 642名</p> <p>・研修 音訳者講習会 3回 障害者サービス研修会 1回</p> <p>（所蔵資料） 録音テープ 6,758点 デイジー図書 2,740点 点訳資料 1,007点 点字雑誌 20種 雑誌録音テープ 30種 雑誌デイジー 17種</p>	<p>各種サービスの充実を図る。 サービス向上のための職員研修を実施する。</p>	<p>教育庁</p>
<p>129 東京都特別支援学校総合文化祭の実施 特別支援学校の児童・生徒の文化・芸術的な能力を伸ばし、日頃の文化・芸術活動の振興を図る。 あわせて、都民への理解・啓発の場とする。 （実施時期：11月から1月）</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会、特別支援学校文化連盟〕</p>	<p>（9部門） ①音楽 ②囲碁・将棋・オセロ ③演劇 ④造形美術 ⑤写真 ⑥職業・作業 ⑦手芸・家庭 ⑧放送・映像 ⑨書道</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>教育庁</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>130 社会教育施設（ユース・プラザ）における交流事業 青少年社会教育施設「ユース・プラザ」において、スポーツを通じて障害者の心身の維持向上を図るとともに、生涯スポーツとしての楽しさを理解してもらう。 また、ボランティア等が障害者とともにスポーツをすることにより、障害者スポーツに対する理解を深める。</p> <p>〔実施主体：民間PFI事業者及び東京都教育委員会〕</p>	<p>実施なし</p>	<p>障害者へ生涯スポーツの機会を提供するとともに、障害者スポーツに対するボランティア等の理解を促進する。</p>	<p>教育庁</p>
<p>131 東京障害者職業能力開発校の充実 職業能力開発センターで訓練を受けることが困難な身体障害者と知的障害者の職業訓練を実施する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>求職者訓練 年間定員255名 在職者訓練 年間定員 30名</p>	<p>訓練科目の見直し、新規科目の開発など、訓練内容等の充実を図る。</p>	<p>産業労働局</p>
<p>132 総合コーディネート事業 障害者を就業に結び付けるコーディネート機能の充実・強化を図り、企業合同説明会や就業相談会、普及啓発セミナー等の開催や、職場体験実習のあっせんなど総合コーディネート事業を実施する。</p> <p>〔実施主体：（公益財団法人）東京しごと財団〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就業総合相談会 4回実施 ・求職者・就職者間の交流会、見学会 2回実施 ・企業合同説明会 2回実施 ・企業向けセミナー 7回実施 ・保護者向けセミナー 3回実施 ・職場体験実習 875件 ・職場体験実習面談会 4回実施 ・支援機関との意見交換会 2回実施 ・情報発信関係事業 シンポジウム： 1回実施 パネル展示： 1ヶ月間 ・障害者就活セミナー 4回実施 ・障害者雇用企業等情報ネットワーク構築事業 3回実施 ・障害者就業支援情報コーナーによる情報提供 	<p>障害者を就業に結び付けるコーディネート機能を担う機関として、一般就労に向けた相談・支援の充実・強化を図る。</p>	<p>産業労働局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>133 障害者職業訓練の地域展開 身近な地域での受講機会の拡大を図るため、一般の職業能力開発センターにおいて障害者を対象とした訓練科目を実施する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>城東職業能力開発センター足立校 年間定員10名</p> <p>城南職業能力開発センター 年間定員20名</p> <p>中央・城北職業能力開発センター板橋校 年間定員20名</p>	<p>一般の職業能力開発センターにおいて障害者を対象とした訓練科目を設定する。</p>	産 業 労 働 局
<p>134 障害者委託訓練コースの拡充（障害者の態様に応じた多様な委託訓練） 雇用・就業を希望する障害者の増大に対応し、多様な委託先を活用した委託訓練を実施し、身近な地域での障害者の職業訓練機会の拡充を図り、障害者の雇用促進に資する。</p> <p>①知識・技能習得コース 民間教育機関を活用し、知識・技能習得を目的として職業能力の開発・向上を図る3か月以内の訓練</p> <p>②実践能力習得訓練コース 企業等の現場を活用し、職業実習による実践的な職業能力の開発・向上を図る3か月以内の訓練</p> <p>③eラーニングコース IT技術を活用した遠隔地教育により、IT技術の習得を図る4か月以内の訓練</p> <p>〔実施主体：東京都、（公財）東京しごと財団〕</p>	<p>①知識・技能習得コース 定員500名</p> <p>②実践能力習得訓練コース 定員320名</p> <p>③eラーニングコース 定員30名</p> <p>①～③合計 定員850名</p>	<p>雇用就業を希望する障害者の増大に対応し、事業の充実を図るとともに、就職者数の増加に努める。</p>	産 業 労 働 局
<p>135 都庁内での職場実習の機会の提供 一般就労を希望する障害者の就職準備の一環として、都庁内の職場での事務系職種の実験実習の機会を提供する。</p> <p>〔実施主体：東京都、東京都教育委員会〕</p>	<p>（産業労働局） 実習生 2人 実習延日数 10日</p> <p>（教育庁） 実習生 32人</p>	<p>継続して実施する。</p>	産 業 労 働 局 教 育 庁
<p>136 企業見学コーディネート事業 一般就労への意欲を有しながら職場実習に踏み切れない障害者と対象として、企業見学や一般就労を果たした障害者との意見交換を行うことにより、企業で働くイメージを高め、一般就労への移行を促していく。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>112名 12社 12事業所 で実施</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	福 祉 保 健 局

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>137 企業就労意欲促進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 福祉施設等から職場実習等により障害者を受け入れるために必要な企業内の設備の整備等に要する経費の一部を補助することにより、受入先を確保し、一般就労への移行促進を図る。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	—	事業の推進を通じて、一般就労の促進を図る。	福祉 保健局
<p>138 離職障害者職場実習事業 離職した障害者を支援するため、企業を離職した障害者が法定雇用率未達成の中小企業で短期間の実習等を行い、中小企業における障害者の雇用を促進する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	24福祉事業所 31名 23企業 で実施	事業の推進を図る。 (24年度事業終了)	福祉 保健局
<p>139 精神障害者社会適応訓練事業 精神障害者の回復途上者で就労が困難なものに対し、障害を軽減させ職場適応を促すため、実際の職場において生活指導及び社会適応訓練を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	訓練延日数 7,688日	継続して実施する。	福祉 保健局
<p>140 東京都障害者就労支援協議会 障害者雇用の拡大を目指し、関係各局による従来の取組に加え、庁内各局、関係機関、企業及び経済団体を含めた協議の場を設け、障害者雇用における東京都独自の施策を打ち出す。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	2回開催	「首都TOKYO障害者就労支援行動宣言」（平成20年11月策定）の具体化に向けて協議を重ねていく。	福祉 保健局 産業 労働局
<p>141 障害者の就業促進に関する意識啓発等 障害者の雇用や就業の促進を図るため、商工団体、企業、国、区市町村等と意見交換や企業見学会を行うとともに、福祉部門、教育部門と連携して障害者雇用の普及啓発を目的としたセミナーを開催する。 また、障害者雇用に関する支援制度や地域の関係機関を横断的に紹介する啓発用ハンドブックをわかりやすく作成し、ハローワーク、区市町村などを通じて事業主等に配布する。 さらに、障害者を多数雇用している中小企業を登録して、都のホームページ等で紹介し、その取組を都が広く周知することにより、障害者の積極的な雇用について普及啓発する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東京労働局、福祉保健局、地域就労支援機関との連絡会議開催 ・障害者多数就労現場の見学 ・企業向け普及啓発セミナー開催 ・障害者雇用促進啓発用冊子「障害者雇用促進ハンドブック」を作成 <p>30,000部</p>	事業主等の障害者雇用への理解と意識の向上を図り、障害者雇用の推進及び雇用の安定を図る。	産業 労働局

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>142 第三セクター方式による重度障害者雇用モデル企業の育成 都が出資する第三セクター企業を育成指導するとともに、一般企業に特例子会社制度や障害者多数雇用の取組が広く普及するよう、周知・啓発を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>既設企業の育成・指導</p>	<p>モデル企業の周知・啓発を図り、特例子会社制度の普及や障害者雇用の拡大を図る。</p>	<p>産業労働局</p>
<p>143 東京ジョブコーチ支援事業 国に準じたジョブコーチを独自に養成し、初めて障害者を雇用する中小企業などにジョブコーチを差配し企業に出向いて職場定着支援を行うことにより、障害者雇用の促進を図る。</p> <p>職場定着支援は（公益財団法人）東京しごと財団が民間団体に委託して実施する。</p> <p>〔実施主体：（公益財団法人）東京しごと財団〕</p>	<p>ジョブコーチ数 60名</p> <p>支援開始数 638件</p> <p>稼働延べ日数 6,379日</p>	<p>都が国に準じたジョブコーチを独自に養成し、初めて障害者を雇用する中小企業などに職場定着支援を行うことにより、障害者雇用の促進を図る。</p>	<p>産業労働局</p>
<p>144 東京都中小企業障害者雇用支援助成金（目的） 大企業と比べて障害者雇用が進んでいない都内中小企業に対し、障害者雇用の拡大と職場定着の一層の促進を図る。</p> <p>（支給要件） ①障害者を雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金の支給を受け、平成20年3月31日から平成25年3月30日までの間に支給対象期間が満了となった後も引き続き雇用を継続する事業主。 ②中小企業であること（特例子会社は除く）。 ③対象障害者の就労場所が都内であること。 ④相談員の巡回訪問・相談を受けること。</p> <p>（助成内容） 重度障害者等は1人月3万円（定額）、重度障害者以外は1人月1万5千円（定額）【6か月分をまとめて支給、支給対象期間は最大2年間。】</p> <p>（巡回訪問相談事業） （公益財団法人）東京しごと財団に業務委託し、対象中小企業への巡回訪問・相談を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>支給決定件数 356件</p> <p>訪問相談件数 289件</p>	<p>障害者の離職割合が高い当初3年間について改善を図るため、特定求職者雇用開発助成金が支給満了となる中小企業に対して、障害者を引き続き雇用する場合には、都が独自に賃金助成を行うとともに、相談員の巡回訪問により、雇用の継続をバックアップする。</p>	<p>産業労働局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>145 オーダーメイド型障害者雇用サポート事業 新たに障害者雇用に取り組む、意欲のある中小企業等を対象に、モデル事業として支援員が個々の企業の実情に合わせて、採用前の準備から採用後の定着までを一貫して支援する。また、使用者団体や障害者就労支援機関等からなる協議会を設置し、支援で得られた成果を情報発信し、障害者の雇用促進を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>チャレンジ企業に対する支援件数（新規）22件</p> <p>障害者雇用支援協議会 総会1回実施 地区別会7回実施</p>	<p>地域に協議会（5か所）を設置するとともに、初めて障害者雇用に取り組む等のモデル企業（チャレンジ企業）を支援し、成果を取りまとめて企業等に普及する。</p>	<p>産業労働局</p>
<p>146 障害者による地域緑化推進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 区市町村が、障害者就労支援の一環として、公園等の公共空間における植栽や屋上緑化など、都内の緑を創出する事業に取り組むことを支援する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>8区市村で実施</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>147 障害者施設における若年障害者の雇用促進事業 社会福祉法人が運営する障害者施設において、特別支援学校卒業生などの若年障害者を雇用した場合に、予算の範囲内で補助金を交付することにより、障害者施設における若年障害者の雇用促進を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>3人雇用</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>148 障害者雇用率3%の確保 障害者とその適性と能力に応じて公務に就く機会を保障するとともに、企業等に対する指導的役割を果たすため、障害者を対象とする採用選考を実施するなど、3%の雇用率を達成するよう計画的な雇用の促進に努める。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>（平成24年6月1日現在） 身体障害者雇用率（都全体） 2.06% （知事部局） 2.60%</p>	<p>都全体として雇用率3%を達成できるよう努める。</p>	<p>総務局</p>
<p>149 チャレンジ雇用の推進 知的障害者・精神障害者の雇用機会の拡大を目指し、都庁におけるチャレンジ雇用を推進する。（臨時職員雇用） また、長期間の雇用が可能となるよう、新たに知的障害者・精神障害者を対象とした非常勤職員制度を創設する。</p> <p>〔実施主体：東京都、東京都教育委員会〕</p>	<p>○臨時職員 6か月間、29人雇用 （福祉保健局25人、産業労働局4人）</p> <p>○非常勤職員 10か月間・2人、7か月間・1人雇用（教育庁）</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>総務局 福祉保健局 産業労働局 教育庁</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>150 重度身体障害者在宅パソコン講習事業 在宅の重度身体障害者を対象にインターネット等を利用して在宅のままでプログラミングの技術を習得させることにより、パソコンを利用したコミュニケーションや在宅就労の機会を提供するなど、在宅の重度身体障害者の社会参加の促進を図る。</p> <p>〔実施主体：社会福祉法人〕</p>	<p>受講者数 10人 (5人×2年間) ※ただし、1名体調不良のため、年度途中で受講中止</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>
<p>151 区市町村障害者就労支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む） 障害者の一般就労の機会を広げるとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する就労支援機関を設置する。</p> <p>（対象） 一般就労を希望する、在宅の障害者（児）、福祉施設等で就労している障害者（児）及び一般企業・事業所等で就労している障害者（児）など</p> <p>（事業運営の強化） 「地域開拓促進コーディネーター」の配置（就労移行に関する施設経営者・職員、利用者、親などへの積極的な働きかけ、企業開拓・企業支援など）</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>49区市町で実施</p> <p>地域開拓促進コーディネーター 31区市に設置</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>
<p>152 障害者就業・生活支援センター事業（東京都地域生活支援事業） 障害者雇用促進法に基づき、障害者の職業生活における自立を図るため、福祉部門と雇用部門の連携により、生活面の支援と就業面の支援を一体的・継続的に行う「障害者就業・生活支援センター」を設置し、運営を支援している。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>6か所指定</p>	<p>6か所で継続して実施する。</p>	<p>産 業 労 働 局 福 祉 保 健 局</p>
<p>153 就労支援体制レベルアップ事業（従事者研修） 区市町村障害者就労支援センターのコーディネーターや就労移行支援事業所の支援員を対象に、障害者の就労支援を行う上で必要な知識・情報、技術、コミュニケーション能力の習得に資する体系的な研修を行い、就労支援に従事する人材の資質・能力の向上を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>102名 3日間×3回実施</p> <p>40名 2日間×1回実施</p>	<p>研修の実施を通じて、従事者の資質・能力向上を図る。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>154 作業所等経営ネットワーク支援事業 （障害者施策推進区市町村包括補助事業） 授産施設や作業所等の利用者の工賃アップ や就労意欲の向上を図ることを目的として、 区市町村が地域の複数の作業所等によるネット ワークを構築して、受注先開拓、共同受 注、共同商品開発、製品の販路拡大等の活動 に取り組む場合に補助を行う。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>7区市で実施</p>	<p>作業等の利用者の工賃 アップと就労意欲の向上を 図る。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>
<p>155 経営コンサルタント派遣等事業 （障害者施策推進区市町村包括補助事業） 都内における授産施設や作業所等の利用者の 工賃アップ、就労意欲の向上を目的とし て、区市町村が意欲ある事業所に対して経営 コンサルタントを派遣する経費、及び事業所 が工賃アップに取り組むために必要な経費を 補助する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>5区市で実施</p>	<p>作業等の利用者の工賃 アップと就労意欲の向上を 図る。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>
<p>156 工賃アップセミナー事業 福祉施設の工賃水準を向上するため、工賃 引き上げのための研修を実施することによ り、施設職員の経営意識と利用者のモチベー ションを高め、工賃向上に向けた気運を醸成 する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>・工賃アップセミナー の実施（6回）</p>	<p>作業等の利用者の工賃 アップと就労意欲の向上を 図る。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>
<p>（再掲）3 日中活動の場（通所施設等）の 整備・運営の支援（障害者施策推進区市町村 包括補助事業を含む） 特別支援学校の卒業生等の利用希望に 応えるため、多様な日中活動の場（通所施設等） を確保し、必要な支援を提供する。 ①生活介護 ②自立訓練（機能訓練・生活訓練） ③就労移行支援 ④就労継続支援（A型・B型）</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p> <p>「3か年プラン」の特別助成 ・施設整備費：設置者（社会福祉法人等）負 担の1/2を特別助成する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>定員38,487人 （生活介護、自立訓 練、就労移行支援、就 労継続支援の合計） ※障害者支援施設にお ける日中活動系サービ スを含む。 ※児童福祉施設におけ る生活介護等を除く。</p> <p>「障害者の地域移行・ 安心生活支援3か年プ ラン」の推進</p> <p>平成24年度～26年 度 2,701人 （児童発達支援事業 15人を含む。）</p>	<p>「障害者の地域移行・安心 生活支援3か年プラン」の 推進</p> <p>平成24年度～26年度 3,000人 （重症心身障害児（者）通 所分110人を含む。）</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>157 市街地再開発事業等における福祉のまちづくりの推進 商工農住が混在している地域、あるいは木造家屋が密集している木造住宅密集地域などの環境が悪化している既成市街地において、市街地再開発事業、土地区画整理事業、防災街区整備事業や沿道一体整備事業の推進にあわせて、道路・公園・広場などの公共施設のバリアフリー化を進め、福祉のまちづくりを促進する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>【市街地再開発事業】 ①指導助成団体 組合等施行 (都市機構施行含む) 30地区 公共施行 1地区 ②都施行 4地区</p> <p>【土地区画整理事業】 ①指導助成団体 組合等施工 (都市機構施行含む) 23地区 公共施行 30地区 ②都施行 9地区</p> <p>【防災街区整備事業】 2地区</p> <p>【沿道一体整備事業】 5地区</p> <p>※平成24年度末 施行中地区</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>都 市 整備局</p>
<p>158 バリアフリー法に基づく認定 バリアフリー法に規定する誘導的基準を満たす建築物の建築主は所管行政庁の認定を受けることができる。その際、建築主の負担を軽くするため、次のような特典を受けられる。</p> <p>①容積率の特例 ②低利融資 ③税制上の特例措置 ④バリアフリー環境整備促進事業 バリアフリー法に基づく認定を受けた民間建築物の移動システム（スロープ、エレベーター等）等の整備費の一部を補助する。</p> <p>*バリアフリー法；「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年12月20日施行）</p> <p>〔実施主体：国、東京都、区市（所管行政庁）〕</p>	<p>(累計実績) 認定実績 510件</p> <p>移動システム等整備 事業 5地区</p>	<p>バリアフリー法の普及・ 啓発を図る。</p>	<p>都 市 整備局</p>
<p>159 既存建築物改善事例集の活用 建築物の所有者、設計者等に改善事例等をまとめたハンドブック等を紹介することで、既存建築物の改善を促進する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>ホームページへの掲載によるハンドブック等の活用により、改善の促進を図った。</p>	<p>事例集、ハンドブックの活用により改善の促進を図る。</p>	<p>都 市 整備局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>160 ユニバーサルデザイン整備促進事業 ①ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業 集客施設の周辺を中心とした区域でユニバーサルデザインの観点から総合的な整備を行うことにより、福祉のまちづくりの推進を図る。</p> <p>②とうきょうトイレ整備事業 だれもが社会参加できるまちづくりの核となるトイレの整備促進を図る。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>①ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業 継続4区</p> <p>②とうきょうトイレ整備事業 1区2市</p>	<p>①ユニバーサルデザインの観点から整備を行う区市町村を支援し、福祉のまちづくりの推進を図る。</p> <p>②区市町村が行うトイレ整備を支援する。</p>	福祉保健局
<p>161 スポーツ祭東京2013競技会場及び周辺のユニバーサルデザイン化推進 平成25年の第68回国民体育大会の開催に向けて、競技会場となる施設の整備を図り、併せて都におけるスポーツ環境の整備に資するため、区市町村に対する工事費の補助制度（補助率：工事費の1/2（限度額1億円（特例3億円））を平成20年度創設した。 平成20年7月に策定した「開催基本構想」で、競技会場やその周辺のユニバーサルデザイン化に取り組むこととしたため、平成21年度に、補助制度を改正し、「福祉のまちづくりに資する競技施設の整備事業」を補助対象に加えた。 全国障害者スポーツ大会の競技会場決定に伴い、平成23年度から全国障害者スポーツ大会競技会場も補助対象とした。 また、会場施設周辺のインフラ整備事業について、関連インフラ事業として取りまとめ、整備推進する。</p> <p>〔実施主体：東京都、区市町村〕</p>	施設整備補助 4施設	平成25年のスポーツ祭東京2013での円滑な競技会開催に向けて、施設整備を完了させる。	スポーツ振興局

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>(再掲) 107 高等学校等への受入れ体制の整備 都立高校等の校舎においては、改築や大規模改修の際に「東京都福祉のまちづくり条例」及び「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」に基づいた整備を行っている。また、例年障害のある生徒の入学状況を把握し、学校生活に支障がないかを調査した上で、必要な場合は簡易的なバリアフリー改修工事を実施している。</p> <p>具体的には、 ①エレベーターの新設（新築、改築、大規模改修の際に限る） ②校舎内外の段差解消 ③障害者トイレの設置 ④廊下・階段の手摺新設 ⑤非常用スロープ階段の新設 ⑥出入口の扉改造等を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会、東京都〕</p>	<p>【高等学校】 エレベーター設置 132校 校内段差解消 46校 障害者トイレ設置 165校 階段手摺設置 187校 スロープ（昇降口）設置 116校 スロープ（玄関）設置 114校 自動ドア（昇降口）設置 55校 自動ドア（玄関）設置 95校</p> <p>【附属中学校・中等教育学校】 エレベーター設置 9校 校内段差解消 3校 障害者トイレ設置 10校 階段手摺設置 9校 スロープ（昇降口）設置 7校 スロープ（玄関）設置 8校 自動ドア（昇降口）設置 4校 自動ドア（玄関）設置 7校</p> <p>【高等専門学校】 エレベーター設置 1校（2ヵ所） 校内段差解消 1校（2ヵ所） 障害者トイレ設置 1校（2ヵ所） 階段手摺設置 1校（2ヵ所） スロープ（玄関）設置 1校（2ヵ所） 自動ドア（昇降口）設置 1校（2ヵ所） 自動ドア（玄関）設置 1校（2ヵ所）</p>	<p>近年の高等学校等への入学者多様化を考慮し、校舎改修をより一層推進していく。</p>	<p>教育庁 総務局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>(再掲) 118 私立学校における学校施設のバリアフリー化への支援 (目的) 私立学校で行う校舎等の施設設備の整備が「福祉のまちづくり条例施行規則」の整備基準に合致するよう、東京都私学財団に対して補助を行い、間接的に私立学校の利子負担を軽減する。</p> <p>(事業内容) 公益財団法人東京都私学財団が行う低利での融資事業「私立学校振興資金融資事業」の中で、手すり、スロープの設置等「福祉のまちづくり事業」を推進する施設設備を対象とした融資を行う。(融資限度額 1件10億円) 東京都は当財団が当該融資に必要な資金を金融機関から借り入れた場合、当該原資に対して一定の利子補給を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都、(公益財団法人)東京都私学財団〕</p>	<p>特定事業利率 上限1.000% なお、当該特定事業利率は、市中金融機関等における利率等を勘案して設定</p> <p>(福祉のまちづくり事業は、特定事業に含まれる。)</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>生活文化局</p>
<p>162 既設都営住宅のバリアフリー化(エレベーター設置事業)の推進 都営住宅等の公共住宅の供給に当たっては、良質な住宅供給を推進する観点からすべてのバリアフリー化を行う。 既設都営住宅についても、エレベーターやスロープの設置などのバリアフリー化を進める。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>平成24年度 33基 (累計) 1,292基</p>	<p>既設都営住宅において、エレベーター(スロープも含む)の設置を進める。</p>	<p>都市整備局</p>
<p>163 既設都営住宅のスーパーリフォーム 都営住宅(約26万戸)の40%を占める昭和40年代に建設した住宅の建替えには相当の期間と経費を要するため、従来からの建替え事業を着実に進めていくほか、既存ストックを有効に活用していくため、昭和40年代の中規模(100~300戸)団地を対象に、躯体部分を残し、内装・設備を新築とほぼ同水準の住宅に更新するスーパーリフォーム事業を実施している。これにより、室内のバリアフリー化等による高齢者対応、建設廃棄物の軽減による環境配慮、躯体を耐用年数限度まで使用する資源の有効活用を図る。</p> <p>(事業内容) ①高齢化に対応した住戸内の間取りの変更・設備の更新 ②床の段差解消による室内のバリアフリー化及び手すりの設置 ③浴室、台所等の設備水準の向上 ④スロープ、エレベーターの設置による高齢化の対応</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>平成24年度 384戸 平成10年度以降累計 22,508戸</p>	<p>平成25年度まで、継続して事業を推進する(着工ベース)</p>	<p>都市整備局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>164 都営住宅団地の建替えに伴う地域開発整備 都営住宅の建設時に良好な市街地の形成と生活環境及び福祉の向上に寄与することを目的として、公共・公益的施設を「東京都が行う公共住宅建設に関する地域開発要綱」に基づき地元自治体の基本構想等に整合させながら整備する。</p> <p>〔実施主体：区市町村等〕</p>	—	地元自治体の要望等に基づき着実に推進する。	都 市 整備局
<p>165 安全で快適な歩道の整備・道路のバリアフリー化</p> <p>①安全で快適な歩道の整備 歩行者等を交通事故から守り安全な歩行空間を確保するため、歩道の未整備区間及び狭い幅員（2.0m未満）の歩道について、歩行者だけでなく自転車や車椅子の利用者も含め、誰もが安心して通行できる広い幅員（2.0m以上）の歩道を整備する。</p> <p>②道路のバリアフリー化 区市町村が作成する基本構想に基づき、特定道路（都道）の歩道のバリアフリー化を重点的に行う。 また、基本構想が未策定であっても、特定道路に指定されるべき要件を満たした都道のバリアフリー化を順次進める。 歩道のバリアフリー化とは、歩道の縦横断勾配や歩車道境界段差の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置である。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①平成24年度整備延長 7km 平成24年度末現在 整備対象延長 1,886km 幅員2m以上の歩道 1,163km</p> <p>②271km</p>	<p>継続して整備を推進する。</p> <p>②については、平成26年度末までに対象道路307km（94%）を整備</p>	建設局
<p>166 横断歩道橋のバリアフリー化 階段式の既設歩道橋をスロープ化するなど、バリアフリー化を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	構築・改良 1か所	継続して事業を推進する。	建設局
<p>167 高齢者・障害者ドライバーに配慮した道路等の整備 渋滞のない効率的で利便性の高い都市の実現は、高齢者や障害者を含めたすべての人の安全かつ快適な移動を可能とする。このため、都市計画道路を中心とした広域的な道路ネットワークの充実や道路と鉄道の立体交差化を図り、交通環境のバリアフリー化を推進する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>（平成23年度） 都市計画道路整備状況 区部：1,099km 多摩： 830km （都市整備局集計）</p>	<p>平成26年度末までに 区部環状道路の整備率 約91% 多摩南北道路の整備率 約81%</p>	建設局

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>168 無電柱化の推進 歩行者等の安全性や災害時の救助活動の円滑化を確保するとともに、親しみのある都市景観の創造を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	772 km	継続して整備を推進する。	建設局
<p>169 視覚障害者誘導用ブロック等の設置 視覚障害者が安全かつ円滑に歩行できるようにするため、視覚障害者を誘導し、かつ段差や障害物を認識・回避できるよう、視覚障害者を誘導するためのブロックを設置する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	10,008か所	視覚障害者の歩行が多い道路や公共交通機関と視覚障害者の利用が多い施設等を結ぶ道路について、安全かつ円滑に歩行できるよう視覚障害者誘導用ブロックの整備を推進する。	建設局
<p>170 路上放置物等の是正指導、広報 (建設局) 安全で快適な通行を確保するため、日常のパトロールにおいて、歩道上の置き看板や、商品置き場など道路の不適正使用を発見した場合は、その場で是正指導を行う。 また、リーフレット等により都民に対して普及啓発に努めていく。</p> <p>(警視庁) 安全で快適な通行を確保するため、広告宣伝等を目的とした看板を道路に設置しているもの、及び歩道を自転車、商品等の置き場としているものなどに対し、点検、是正、指導を行う。 また、官民合同パトロールや各種広報活動等の機会を通じ、都民の理解と協力を求めていく。</p> <p>〔実施主体：東京都、警視庁〕</p>	<p>(建設局) ・日常パトロールにおいて、歩道上の置き看板や、商品置き場など道路の不適正使用を発見した場合は、その場で是正指導を実施。 ・8月20、21日に実施された「夢のみち」イベント等において、パネル等を作成し都民に対して普及啓発を実施。</p> <p>(警視庁) ・年間を通じて広報活動、官民一体となった合同パトロール等を実施し、路上放置物等の是正指導を推進した。</p>	<p>(建設局) ・是正指導の強化 ・効果的な広報の実施</p> <p>(警視庁) 継続して実施する。</p>	建設局 警視庁
<p>171 視覚障害者用信号機・エスコートゾーンの設置・改善 視覚障害者等が、横断歩道を安全に渡るため、擬音（鳥の鳴き声）によって青信号であることを知らしめる視覚障害者用信号機の整備及び押しボタンを押すのが困難な障害者が、携行小型発信器により電波を発し、青色表示時間を延長し安全な横断ができる高齢者等感应式信号機の整備を推進するとともに、エスコートゾーンを整備する。</p> <p>〔実施主体：警視庁〕</p>	<p>整備か所数 122か所</p> <p>(内訳) ・視覚障害者用信号機 117か所 ・高齢者等感应式信号機 5か所</p>	継続して実施する。	警視庁

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>172 道路標識の整備 見やすく、分かりやすい道路標識を整備するため、道路交通環境に応じた道路標識の大型化、超高輝度化等を図る。</p> <p>〔実施主体：警視庁〕</p>	<p>整備数 2,873本</p> <p>(内訳) ・新設・更新数(標識柱・標識板の新設・更新) 2,147本 ・修繕数(標識板のみ交換) 726本</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>警視庁</p>
<p>173 海上公園における障害者向け配慮 海上公園に車椅子使用者、高齢者、妊婦など誰もが円滑に利用することができるよう、公園便所における既設和式便器の洋式化を図る。また、新設時も「だれでもトイレ」等を備えた整備を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>だれでもトイレ設置 状況 21公園/39公園 50棟/68棟</p>	<p>既設公園の改良及び新規公園の整備については、「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき整備・拡充を図る。</p>	<p>港湾局</p>
<p>174 河川整備に合わせたバリアフリー化等の推進 誰もが水辺に親しめるように、河川の整備に併せ、管理用通路や緩傾斜型護岸を設置したり、スーパー堤防の整備におけるスロープの設置やテラスの連続化を図るなど、可能な限りバリアフリー化の推進を図る。</p> <p>また、整備済のか所においても、堤防・護岸の緑化などにより、水辺の散策路での環境の充実を図る。</p> <p>①中小河川整備での取組 ・護岸整備に合わせた管理用通路の設置 ・背後に余裕のある場合は、緩傾斜型護岸で整備し、併せてスロープを設置する。</p> <p>②低地河川整備での取組 ・スーパー堤防等の整備にあわせ、スロープの設置を図る。また、テラスの連続化やスロープの設置などを推進し、バリアフリー化を図る。</p> <p>③整備済河川での取組 ・整備済のか所において、堤防・護岸の緑化などにより、水辺の散策路での環境の充実を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①中小河川整備 ・210.8km</p> <p>②低地河川整備 ○高潮防御施設整備 ・156.5km ○江東内部河川整備 ・34.9km ○スーパー堤防等の整備 ・15.5km ○テラスの整備 ・44.3km</p> <p>③整備済河川での環境整備 ○中川、大栗川等で緑化</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>建設局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>175 都立公園の整備 緑のネットワークの拠点となる都立公園について、新規及び既設の公園整備の際には、「東京都福祉のまちづくり条例」に沿って整備を進める。主な整備内容は、「だれでもトイレ」の設置、園路等の段差解消、スロープの設置、車いす対応の水飲み等の設置等である。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>都立公園面積 平成24年度末 1,980ha</p>	<p>新規の公園整備及び既設の公園整備において、引き続き、「東京都福祉のまちづくり条例」に沿って整備を進める。</p>	<p>建設局</p>
<p>176 都営交通機関（地下鉄・バス）の施設・設備の整備</p> <p>（都営地下鉄） ①ホームから道路又は公共用通路まで、エレベーター等を利用して移動可能な経路を、各駅で1つ以上確保する。（1ルートの確保） ②大江戸線へのホームドアの整備 ③駅を安心して利用できるよう、音声案内装置、音声案内付触知図を整備する。</p> <p>（都営バス） ④すべての人が円滑にバス車両に乗降できるように、今後購入するバス（観光バス除く）は、すべてノンステップバスとする。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①103駅／106駅中整備済み ②36駅／38駅中整備済み ④1452両／乗合1452両中導入</p>	<p>（都営地下鉄） すべての人が円滑に鉄道駅施設を利用できるように、都営地下鉄駅のバリアフリー化を推進し、安心して外出できる環境の整備を目的とする。 ①平成24年度までに、すべての駅でエレベーター等による1ルートを確保する。 ②平成25年度までに、大江戸線の全38駅にホームドアを整備する。 ③順次整備する。</p> <p>（都営バス） ④平成24年度には、すべてのバスをノンステップバスとする。</p>	<p>交通局</p>
<p>177 鉄道駅エレベーター等整備事業 高齢者や障害者を含む全ての都民が、円滑に社会参加できる環境を創出するため、既存の鉄道駅に車いす対応エレベーター等を整備する鉄道事業者に対して補助を行う区市町村の取組を支援する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>236駅 （補助実績の合計）</p>	<p>都内でエレベーターを必要とする全ての駅を整備。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>178 だれにも乗り降りしやすいバス整備事業 公共性が高く、重要な移動手段である民営路線バスについて、高齢者をはじめ、だれにも乗り降りしやすいノンステップバス購入経費の一部を補助することにより、ノンステップバスの導入促進を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>3,245両 （補助実績の合計）</p>	<p>都内民営路線バスのうち、ノンステップ整備が必要なすべての車両を整備。</p>	<p>福祉保健局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>179 障害者向け都政情報の提供 視覚障害者のために、点字版・テープ版広報紙を作成し、配布する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>(広報東京都(点字版・テープ版)の作成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点字版 年13回 1回1,270部 ・テープ版 年13回 1回1,710組 <p>(都庁総合ホームページ) 一部に音声読み上げ機能を導入</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>生活文化局</p>
<p>180 福祉保健局ホームページにおける情報提供 障害者や高齢者などが利用しやすいよう、音声読み上げ、画面拡大等の機能を付加した、アクセシビリティに配慮したホームページを通じて、情報提供を行っていく。</p> <p>(主な機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音声読み上げ ・画面拡大 ・カラー変更 ・振り仮名(平仮名・ローマ字) <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>継続して実施</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>181 音声コードのマニュアル作成・普及 視覚障害者への情報提供に有効な音声コードに関し、利用に当たって留意すべき事項などをまとめたマニュアルを作成・公開するとともに、その内容の普及を通じて、視覚障害者への情報提供の一層の充実を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>実施なし</p>	<p>マニュアルを作成し、内容の普及を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>182 「消費生活情報」の提供 視覚障害者等、身体のハンディキャップにより消費生活情報を得にくい消費者に向けて、録音テープや字幕入りビデオ等により情報を提供する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>(「東京くらしねっと」CD版の作成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成数 5,626本(6回分) <p>(字幕入り消費者教育DVDの制作)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2種類を制作 <p>(障害者向け出前講座の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数 13回 <p>(東京くらしWEB) 一部に音声読み上げ機能を導入</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>生活文化局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>183 字幕入映像ライブラリー事業（東京都地域生活支援事業） 映画及びテレビ番組等に字幕を挿入したビデオカセットテープ又はDVDの製作貸出を行うことにより、聴覚障害者の生活・文化の向上と福祉の増進を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>貸出実績 312件 924本</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>184 視覚障害者用図書の製作及び貸出 視覚障害者に対し、視覚障害者用図書（点字図書、録音媒体）を製作し、貸出し又は交付することにより視覚障害者の文化の向上と福祉の増進を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>（貸出用図書） 点字図書 製作 312冊 貸出 1,135冊 声の図書 製作 360巻 貸出 4,228巻</p> <p>（希望図書） 点字図書 製作 554冊 声の図書 製作 203巻</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>185 点字による即時情報ネットワーク（東京都地域生活支援事業） 視覚障害者に、新聞等によって毎日流れる新しい情報を点字又は音声で早く提供することにより、社会参加を促進し、生活、文化の向上を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>（点字） 延配布者数 23,500人</p> <p>（音声） アクセス数 114回</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>186 点字録音刊行物の作成及び配布（東京都地域生活支援事業） 視覚障害者に対して、社会生活を営む上で必要とする情報及び知識を提供するため、点字本及び録音刊行物を作成配布し、社会参加を促進し、生活、文化の向上を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>（点字本） 12種類 各 723部</p> <p>（録音テープ） 12種類 各 1,130本</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>187 「手話交番」の表示板の設置 一見して、手話のできる警察官が勤務していることがわかるように、「手話交番」の表示板を掲示する。</p> <p>（警視庁職員に対する手話研修） 警察署の窓口、交番、運転免許試験場等に勤務する警視庁職員を対象として、手話技能を修得させることを目的として、初級、中級、上級と段階的に実施する。</p> <p>〔実施主体：警視庁〕</p>	<p>3署4交番</p>	<p>「手話委託研修」へ警察官を派遣し、手話技能取得者を養成し、「手話交番」の拡充を図る。</p>	<p>警視庁</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>188 東京都職員採用試験制度 身体障害者がその適性と能力に応じて公務に就く機会を保障するため、採用試験実施面での配慮を行うとともに、身体障害者を対象とする採用選考を実施する。</p> <p>①身体障害者選考の実施 引き続き、身体障害者を対象とする選考を実施する。</p> <p>②採用試験方法への配慮 点字試験：Ⅰ類福祉Cで実施 （昭和48年度から） Ⅰ類事務で実施 （平成4年度から） 拡大文字試験：全職種で実施 （平成5年度から） ワープロ試験：事務で実施</p>	<p>（平成24年度） 10名採用 ※知事部局</p>	<p>引き続き、障害者に対して必要な配慮を行う。</p>	<p>総務局 人事委員会 事務局</p>
<p>189 公職選挙実施に伴う障害者への配慮 選挙の実施に際して、公職選挙法令に基づくもの以外に都独自の施策として、法令に抵触しない範囲で必要な配慮を行う。</p> <p>《法令に基づく施策》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点字による投票（公職選挙法47条） ・代理投票（同法48条） ・指定施設での不在者投票（同法施行令55条） ・政令で定める者の郵便等投票（同法施行令59条の2） ・上記郵便等投票の対象者で、代理記載による投票（同法施行令59条の3の2） 	<p>①点字版「選挙のお知らせ」の作成及び愛盲時報号外（全文音声版）の購入・配布</p> <p>②投票所入場整理券及び投票箱に点字シール貼付</p> <p>③投票のための点字器の配置</p> <p>④記載台の改善</p> <p>⑤案内表示の拡大</p> <p>⑥受付に手話のできる職員を配置</p> <p>⑦車いす・つえの配置</p> <p>⑧投票所で段差のある所に仮設のスロープを設置</p> <p>⑨都知事選挙の政見放送に手話通訳を導入</p> <p>⑩不在者投票についてのDVD作成</p> <p>⑪投票所における「コミュニケーションボード」の設置</p> <p>⑫選挙公報のHP掲載</p>	<p>引き続き、障害者に対し、必要な配慮を行う。</p>	<p>選挙管理委員会 事務局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>190 駐車禁止規制の適用除外措置 移動の際の利便を図るため、歩行困難な身体障害者、戦傷病者、介護人を要する重度の知的障害者、精神障害者及び紫外線要保護者が使用する自動車については、駐車禁止場所（法定駐車禁止場所を除く。）でも駐車できるよう駐車禁止除外標章を交付する。</p> <p>〔実施主体：警視庁〕</p>	<p>標章交付 18,773件 (内訳) 身体障害者 17,455件 知的障害者 1,263件 精神障害者 53件 色素性乾皮症 1件 戦傷病者 1件</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>警視庁</p>
<p>191 ふれあいフェスティバルの開催 「障害者週間」を記念して、障害及び障害のある人について都民の理解と認識を深めるため、障害のある人とない人と同じ体験を通じて触れ合い、互いに理解しあう場を設け、障害者の福祉の増進を図る。</p> <p>〔実施主体：民間団体〕</p>	<p>東京都庁第一本庁舎 5階大会議場 定員500人</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福祉 保健局</p>
<p>192 障害に関するシンボルマークの周知・普及（東京都地域生活支援事業） 国際的に、また、法律に基づくなどして定められている障害に関する各種のシンボルマークについて、様々な機会を捉え、広く都民への周知・普及を進めていく。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>広報誌、障害者週間 ポスター等で周知</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福祉 保健局</p>
<p>193 精神保健知識の普及・啓発（東京都地域生活支援事業） 精神保健に関する都民等の理解を深めるため、家族会等の民間団体に委託して精神保健に関する知識の普及・啓発を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>・東京都精神保健福祉 民間団体協議会委託 刊行物 年1回 講演会 年2回 個別相談 年1,703回 地域巡回相談 47回</p> <p>・東京都精神保健福祉 協議会委託 刊行物 年2回 講演会 年1回</p>	<p>効果的な普及・啓発の推進に努める。</p>	<p>福祉 保健局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>194 福祉教育の充実 各区市町村における福祉教育推進に関する協議を行うとともに、小・中学校及び高等学校における「総合的な学習の時間」における福祉に関する指導の充実を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会、区市町村〕</p>	<p>小中：区市町村ごとに実施 高校：「奉仕」の授業で実施</p>	<p>福祉教育の推進について、必要に応じ指導主事等連絡協議会、教育課程編成状況に関する説明会等において、区市町村教育委員会への情報提供を行う。</p> <p>平成19年度から都立高等学校に導入された必修教科「奉仕」との関連性を図り、小・中学校及び高等学校における段階に応じた福祉に関する学習内容の充実を図る。</p>	<p>教育庁</p>
<p>195 広報活動の充実 障害及び障害のある人について都民の理解と認識を深めるため、障害者週間などの機会をとらえ東京都提供によるテレビ・ラジオの放送番組、広報紙、ホームページ、携帯サイトなどを積極的に活用して普及・啓発活動を展開する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報東京都 年13回 420万部発行 ・ 都政広報番組 テレビ 5番組 ・ 都政ニュース テレビ 1番組 ラジオ 2番組 ・ 都庁総合ホームページ トップページアクセス件数 約1,044万件 	<p>各種広報媒体により効果的な広報活動を展開する。都民とともに考え、行動することを呼びかけていく広報の充実に努める。</p>	<p>生活文化局</p>
<p>(再掲) 115 特別支援教育の理解啓発の推進 障害のある児童生徒等一人一人が地域社会で自立できる力の育成や、社会全体が発達障害を含む障害児(者)に対して適切な支援ができるようにすることなどを目的として、以下の事業を実施する。</p> <p>①理解啓発資料の作成 研修会や講習会等様々な場面で活用する為に、啓発ビデオなどの理解啓発資料を作成する。</p> <p>②理解啓発行事の実施等 障害のある児童・生徒一人一人が地域社会で自立できる力を培うとともに、広く都民に対して特別支援教育の理解啓発を行う為に、「理解推進シンポジウム」や「弁論大会」の開催、都立特別支援学校の児童・生徒による「フリーマーケット」などを計画・実施する。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>都内に3所ある学校経営支援センターを拠点とした地域に密着した理解啓発行事の実施(年1回)</p>	<p>障害のある児童・生徒等が地域の人々に働きかけ、情報の発信をし、自らの考えを発表し、主張する場を設定することを通じて、障害のある児童生徒等一人一人が地域社会で自立できる力を培うとともに、広く都民に対して特別支援教育の理解啓発を行う。</p>	<p>教育庁</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>196 障害者に関する調査の実施 福祉保健局において、おおむね5年おきに、障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）の生活実態調査を実施している。 そのほか、障害者施策の充実に資する調査を、適宜、実施する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」</p> <p>（平成20年度） 調査実施</p> <p>（平成21年度） 結果公表</p>	<p>継続して実施する。 次回平成25年度実施予定。</p>	福祉保健局
<p>197 首都大学東京における社会福祉学の研究・教育 首都大学東京都市教養学部人文・社会系社会学コース社会福祉学分野及び大学院人文科学研究科社会行動学専攻社会福祉学分野の研究・教育課程に障害者に関する課題を取り入れて、社会福祉学全般の教育・研究を充実する。</p> <p>〔実施主体：公立大学法人首都大学東京〕</p>	<p>（平成24年5月1日時点学生数）</p> <p>都市教養学部人文・社会系社会学コース社会福祉学分野 79名</p> <p>人文科学研究科社会行動学専攻社会福祉学分野 23名</p>	<p>教育・研究の充実を図る。</p>	総務局
<p>198 広聴活動の充実 世論調査、都政モニター、都政一般相談、都民の声総合窓口等の活用により、障害者を含む都民各層の意向の把握に努め、障害者施策への反映を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・世論調査 年3回実施 ・都政モニター 年9回実施 ・都民の声総合窓口 （知事への提言、苦情・要望等） 25,998件 ・都政一般相談 11,166件 	<p>継続して実施する。</p>	生活文化局
<p>199 首都大学東京健康福祉学部の運営 高齢化社会の進展に伴う保健医療に対する需要に応え、より高度な専門知識と柔軟な応用力を備えた資質の高い保健医療職を育成する。</p> <p>〔実施主体：公立大学法人首都大学東京〕</p>	<p>（平成24年5月1日時点学生数） 健康福祉学部 848名</p>	<p>首都大学東京健康福祉学部の運営</p> <p>（養成規模）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①看護師、保健師 80人 ②理学療法士 40人 ③作業療法士 40人 ④診療放射線技師 40人 	総務局

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>200 福祉人材センターの運営 福祉分野における無料職業紹介事業を始め、福祉人材確保のための広報啓発活動、情報提供事業、講習講座事業など、広く求人求職活動の支援を行っている。 平成18年4月には、規制緩和により無料職業紹介の対象範囲が社会福祉法第2条以外の事業にも拡大したため、相談機能の更なる充実を図っている。 また、平成16年7月には、東京しごとセンター内へ移転し、一体的な連携が可能となり、利用者に対してワンストップで福祉事業と民間事業の就職相談、紹介サービスを提供することができるとともに、キャリアカウンセラーによるきめ細かい相談を実施するなど、機能強化を図っている。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>新規求人数 21,487人</p> <p>新規求職登録者 4,293人</p> <p>就職者数 2,338人</p>	<p>福祉人材の確保・養成を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>201 ホームヘルパー養成研修事業 ①障害者（児）居宅介護従業者養成研修1級～3級 障害者（児）の多様化するニーズに対応した必要な知識・技術を有する居宅介護従業者の養成</p> <p>②重度訪問介護従業者養成研修 重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を有する重度訪問従業者の養成</p> <p>③同行援護従業者養成研修 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を有する同行援護従業者の養成</p> <p>④行動援護従業者養成研修 知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者で常時介護を有する者に対する行動時の危険回避の援護、外出時の移動中の介護等に関する知識及び技術を有する行動援護従業者の養成</p> <p>〔実施主体：区市町村、民間養成事業者〕</p>	<p>①研修修了者 1級 0人 2級 13,513人 3級 43人</p> <p>②研修修了者 1,124人</p> <p>③研修修了者 944人</p> <p>④研修修了者 365人</p>	<p>今後の需要に的確に対応できるように、着実に養成を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>202 難病患者ホームヘルパー養成研修 難病患者等の多様なニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、既存のヘルパー研修を修了（履修中を含む。）した者（及び介護福祉士）に対し、必要な知識や技能の習得に向けた研修を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>養成研修修了者 累計 260人</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福祉保健局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>203 ガイドヘルパー養成研修事業 ①視覚障害者移動支援事業者養成研修 視覚障害者（児）の外出時の移動の介護に関する知識及び技術を有する移動介護従業者の養成</p> <p>②全身性障害者移動支援従業者養成研修 全身性の障害者（児）の外出時の移動の介護に関する知識及び技術を有する移動介護従業者の養成</p> <p>③知的障害者移動支援従業者養成研修 知的障害者（児）の移動の介護に関する知識及び技術を有する移動介護従業者の養成</p> <p>〔実施主体：区市町村・民間養成事業者〕</p>	<p>①研修修了者 266人</p> <p>②研修修了者 510人</p> <p>③研修修了者 1,010人</p>	<p>今後の需要に的確に対応できるように、着実に養成を図る。</p>	福 祉 保 健 局
<p>204 介護福祉士等修学資金の貸与 介護福祉士又は社会福祉士養成施設に在学し、将来、都内の社会福祉施設等で介護業務や相談援助業務に従事しようとする者に修学資金を貸与して、修学を容易にすることにより、介護福祉士又は社会福祉士の養成及び確保を促進する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>貸与件数：10件 貸与総額： 7,400,000円</p>	<p>福祉人材の養成・確保のため、引き続き事業を継続していく。</p>	福 祉 保 健 局
<p>205 職業能力開発センターにおける介護従事者等の養成 福祉サービス需要の高度化・多様化に対応するために、職業能力開発センターの「介護サービス科」等を充実し、介護従事者の確保と資質の向上を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>6校 年間定員345名</p>	<p>職業能力開発センターにおける介護従事者養成の訓練内容の充実を図る。</p>	産 業 労 働 局
<p>206 介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業 在宅や障害者施設等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するとともに、たんの吸引等の業務を行う事業者及び従業者の登録等を実施し、医療関係者との連携の下で安全に、たんの吸引等の提供ができる体制を整備する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>研修修了者 1,977組</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	福 祉 保 健 局

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>207 サービス管理責任者研修（東京都地域生活支援事業） 障害者自立支援法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者の養成を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>研修修了者 1,002人</p>	<p>今後の需要に的確に対応できるよう、着実に養成を図る。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>208 障害程度区分認定調査員等研修（東京都地域生活支援事業） 自立支援給付に係る障害程度区分調査及び市町村審査会における審査判定業務に際して、全国一律の基準に基づき、障害程度区分認定における客観的かつ公平・公正な調査及び審査判定等を実施するために必要な知識、技術を習得及び向上させる。</p> <p>①障害程度区分認定調査員研修 ②市町村審査会委員研修 ③主治医研修</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>研修修了者 ①313人 ②59人 ③725人</p>	<p>今後の需要に的確に対応できるよう、着実に養成を図る。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>209 研修の充実</p> <p>①行政機関職員研修 対象：生活保護行政等（及び社会福祉行政）に従事する職員 内容：今日的課題についての理解</p> <p>②社会福祉・保健医療連携研修 対象：公私（都及び民間）の社会福祉事業従事者 内容：保健・医療・福祉に関するそれぞれの専門的知識を駆使し、地域における在宅福祉のニーズに対し、的確かつ総合的に対応できるよう、諸サービスの調整能力及び問題解決能力の向上を図る</p> <p>③人権研修 対象：公私（都及び民間）の社会福祉事業従事者 内容：人権についての正しい理解と認識</p> <p>④民生児童委員研修 対象：新任及び現任の民生・児童委員 内容：人権についての正しい理解と認識</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①3回開催 受講者数 554人</p> <p>②1回開催 受講者数 135人</p> <p>③5回開催 受講者数 989人</p> <p>④研修受講者 2,197人 （現任）</p>	<p>東京都職員及び民間の社会福祉事業従事者等の資質の向上を図る。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>(再掲) 8 聴覚障害者への情報支援のための人材養成(東京都地域生活支援事業) 聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話及び要約筆記の指導を行うことにより手話通訳者及び要約筆記者を養成し、もって聴覚障害者の福祉の増進を図る。 ○手話通訳者養成事業 ○中途失聴者コミュニケーション事業</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>(修了者数) 手話通訳者 190名 要約筆記者 21名</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>(再掲) 9 盲ろう者通訳・介助者の派遣及び養成(東京都地域生活支援事業) 盲ろう者のコミュニケーション手段及び移動の自由を確保し、その社会参加を促進するため、都内在住の盲ろう者に対して通訳・介助者の派遣を行うとともに、通訳・介助者の養成研修を行う講習会等に対し補助を行う。</p> <p>※盲ろう者とは、視覚障害と聴覚障害とが重複してある重度の障害者(児)</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>・通訳・介助者派遣事業 派遣件数 8,885件 派遣時間 36,400時間</p> <p>・通訳・介助者養成研修事業 受講者数 46人 修了者数 46人</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>(再掲) 12 点訳・朗読奉仕員指導者等養成事業(東京都地域生活支援事業) 点訳・朗読に関する知識と経験を有する者に対し、指導方法、専門点訳技術等を指導することにより、指導者養成及び専門点訳奉仕員等を育成し、視覚障害者福祉の増進を図る。</p> <p>(内容) 点訳奉仕員指導者養成 朗読奉仕員指導者養成 専門点訳奉仕員養成(英語、理数、楽譜、触図、コンピュータ) 修了者研修会</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>修了者 38名</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>(再掲) 13 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業(東京都地域生活支援事業) 音声機能障害者に対する発声訓練の指導者を養成し、音声機能障害者のコミュニケーション手段の確保を図るとともに、社会復帰を促進する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>12名</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>(再掲) 25 障害者IT支援総合基盤整備事業(東京都地域生活支援事業) 障害者に対するIT相談支援を実施するとともに、区市町村の障害者IT支援体制を整備するために、区市町村職員等を対象とした研修を実施し、もって障害者の自立と社会参加促進に資する。</p> <p>① ITに関する利用相談・情報提供 ② 障害者IT支援者養成研修の実施</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>① IT利用相談支援事業 相談件数 2,204件 HPアクセス数 21,371件</p> <p>② 障害者IT支援者養成研修事業 〈集合型〉 基礎コース19人 応用コース14人 〈出張型〉45人</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>(再掲) 26 相談支援従事者研修(東京都地域生活支援事業) 地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービスの総合的かつ適切な利用支援等援助技術の習得及び相談支援従事者の資質の向上を図る。 また、指定した研修事業者と連携し、都の実施する研修と併せて、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の育成を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>・初任者研修 2回 ・現任研修 1回 ・その他対象者も含めた研修 2回</p>	<p>今後の需要に的確に対応できるよう、着実に養成を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>(再掲) 32 障害者虐待防止対策支援事業 障害者に対する虐待の防止や虐待を受けた者に対する支援等のため地域における連携体制の整備や支援体制の強化を行う。</p> <p>① 連携協力体制整備事業 ② 障害者虐待防止・権利擁護研修事業</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>① 東京都自立支援協議会において、協議を行った。 ② 研修事業 【23年度分】※基本講義は23年度末実施済 ○演習講義 相談窓口職員コース 1回 施設管理者コース 1回 施設従事者コース 1回 【24年度分】 ○基本講義 1回 ○演習講義 相談窓口職員コース 1回 施設管理者コース 1回 施設従事者コース 1回</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>(再掲) 60 重症心身障害児施設における看護師確保緊急対策事業 重症心身障害児施設で働く看護師に対し、研修及び資格取得の機会の提供などにより、看護師の確保に努め、重症心身障害児への支援の充実を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>プロナース研修 39名(修了)</p> <p>認定看護師(資格取得の機会提供) 4施設</p>	<p>重症心身障害児施設で働く看護師の確保を通じて、重症心身障害児への支援の充実を図る。</p>	福 社 保 健 局
<p>(再掲) 153 就労支援体制レベルアップ事業(従事者研修) 区市町村障害者就労支援センターのコーディネーターや就労移行支援事業所の支援員を対象に、障害者の就労支援を行う上で必要な知識・情報、技術、コミュニケーション能力の習得に資する体系的な研修を行い、就労支援に従事する人材の資質・能力の向上を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>102名 3日間×3回実施</p> <p>40名 2日間×1回実施</p>	<p>研修の実施を通じて、従事者の資質・能力向上を図る。</p>	福 社 保 健 局
<p>210 区市町村地域生活支援事業 障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>(必須事業) 相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業</p> <p>(その他の事業) 区市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業及び社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。</p>	<p>継続して実施する。</p>	福 社 保 健 局
<p>211 障害者施策推進区市町村包括補助事業 区市町村が地域の実情に応じて、主体的に障害分野の基盤の整備及び地域福祉サービスの充実を図ることにより、都民の福祉の増進を図る。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・先駆的事业 ・選択事業 ・一般事業 	<p>継続して実施する。</p>	福 社 保 健 局